

令和6年度 第1回 十日町市介護保険運営協議会
十日町市地域包括支援センター運営協議会
十日町市地域密着型サービス運営委員会 次第

日時：令和6年7月10日（水）午後6時～
会場：十日町市役所全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 事務局体制について

4 議 題

- (1) 令和6年度地域包括支援センター事業計画等について 【資料1～4】

5 報告事項

- (1) 令和6年度介護保険特別会計歳入歳出予算について 【資料5】

- (2) 介護保険事業所の指定等について 【資料6】

- (3) 令和6年度特別養護老人ホームの入所申込等に関する調査結果について
【資料7】

6 その他

7 閉 会

令和 6 年度十日町市地域包括支援センター

第 1 回運営協議会 資料

【資料 1】 令和 5 年度 地域包括支援センター業務評価の結果報告

【資料 2】 (全体)

- ① 令和 5 年度地域包括支援センター実績報告
- ② 令和 5 年度地域包括支援センター業務集計

【資料 3】 (各包括)

地域包括支援センター令和 5 年度実施状況・評価
令和 6 年度事業計画

【資料 4】

令和 6 年度十日町市地域包括支援センター運営方針
(令和 5 年度第 4 回運営協議会資料)

<当日の説明方法について>

事務局より資料 1 の業務評価のまとめと、資料 2 を報告します。

包括の担当地域の状況・令和 5 年度事業計画・実施状況・評価・令和 6 年度の計画について、資料 3 に基づき、各包括から説明します。

資料 4 については、参考資料とします

令和5年度 十日町市地域包括支援センター業務評価の結果報告

1 評価の目的

地域包括支援センター（以下「包括」という。）の業務として取り組むべき内容の実施状況を確認し、不足する部分について改善を図り、次年度の事業実施計画に反映させる。

2 評価方法

令和5年度十日町市地域包括支援センター業務評価表及び実地確認により各包括単位で評価を行った。

3 実地確認の評価結果と現在の取り組み状況

【項目別最終評価結果】

中間評価での改善点を5包括とも改善し、概ね体制整備や個別事業の実施は適切に行われていると評価した。新型コロナウイルス感染症の5類移行により、各種講座や教室を再開している

【組織・運営体制】

No. 6 各包括で、重点取り組み項目を定め、実施している
独自の介護予防すごろくの作成や、包括だよりの作成など工夫して取り組んでいる

【事業間連携】

No. 58 全包括で生活支援コーディネーターや協議体とニーズ把握や社会資源の協議ができた

4 今後の予定

令和6年度も下記の通り業務評価を実施予定

No.	内容	時期	実施者
1	地域ケア推進課へ自己評価表提出	令和6年9月	各包括
2	地域ケア推進課が各地域包括支援センターへ実地確認	令和6年10月	地域ケア推進課
3	実務責任者会議で各地域包括支援センターの実地確認結果を報告	令和6年10月	地域ケア推進課
4	各地域包括支援センターから改善計画の提出	令和6年11月	各包括
5	改善計画を実務責任者会議で報告	令和6年11～12月	各包括
6	運営協議会で中間評価結果・改善計画を報告	令和6年度第3回運営協議会	地域ケア推進課 各包括
7	最終評価の実施	令和7年4月以降	各包括
8	運営協議会で最終評価結果を報告	令和7年度第1回運営協議会	地域ケア推進課 各包括

令和5年度 十日町地域包括支援センター業務評価表

1. 組織・運営体制等

(1) 組織・運営体制

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
1	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
2	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
3	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
4	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	実務責任者会議、介護予防部会、主任CM部会、社会福祉士部会など。
5	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
6	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取り組みにおける重点項目を設定しているか	はい	はい	はい	はい	はい	
7	三職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）について必要数を配置しているか。	いいえ	いいえ	はい	はい	はい	【北・東】保健師に準ずる看護師配置
8	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
9	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	つまりスクール、高齢者虐待防止研修、介護支援専門員研修、法人で行う研修等。復命も回覧している
10	夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	総合相談、出前講座、民児協等 【東】薬局のカフェコーナー 【南】出張相談会
11	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【中】中包括だより2回/年

(2) 個人情報の管理

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
13	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
14	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
15	個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	法人特定個人情報取扱規定、事務分掌。
16	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	はい	はい	はい	はい	はい	個人情報持ち出し管理簿で管理している。

(3) 利用者満足度の向上

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
17	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【中】苦情実績なし。（R4最後）法人で管理。 【西】苦情実績なし。（H30最後）
18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
19	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか	はい	はい	はい	はい	はい	【中】予防プラン担当者分が個人協機にあり（施設）。管理方法検討。 【南】ICカードは鍵付き棚で管理し、退勤時に返却状況を確認している。

2. 個別業務

(1) 総合相談支援業務

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	十日町市・中魚沼郡医療介護関係機関連絡先一覧、民生委員児童委員名簿。
21	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
22	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
23	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
24	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から支援があったか。	はい	はい	はい	はい	はい	
25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
26	介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【中】名簿管理をしている

(2) 権利擁護業務

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
27	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
28	当該年度4月から成年後見制度の市町村長申し立て及び本人・親族申し立ての支援を行う事例は何件か。	1	1	0	0	0	【西】3件申し立て支援中 【中】相談は2件あり、申し立て支援は未実施
29	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
30	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
31	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	いいえ	はい	いいえ	いいえ	はい	【北中南】相談事例なし
32	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【北】民児協定例会 【東】R5.11/15民児協定例会で情報提供。 【中】「きつつけなせいや」を配布していることを確認 【南】民児協定例会 【西】民児協定例会、圏域事例検討会

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
33	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
34	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
35	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
36	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【北】ほほえみ(サービスB)の全体会 圏域事業所連絡会 【西】松代地域、松之山地域 各々1回/月、松代病院1回/月(9月感染症拡大のため中止)
37	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【北】(最終)9回実施/8回予定 【東】(最終)9回実施/15回予定 【中】(最終)9回実施/15回予定 【南】(最終)10回実施/15回予定 【西】(最終)26回実施/26回予定

38	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
----	---	----	----	----	----	----	--

(4) 地域ケア会議

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
39	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
40	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
41	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
42	センターの主催の地域ケア会議について、個別ケースの課題分析を積み重ねることにより、地域課題に関して検討しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
43	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
44	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
45	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
46	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【西・南】R4実施したケースについてモニタリングしている
47	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
48	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	

(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
49	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	はい	はい	はい	はい	はい	
51	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	【市】手法を示していない
52	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	はい	はい	はい	はい	はい	ケアマネや福祉事業所、通所事業所等統計やグラフで示している。
53	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	はい	はい	はい	はい	はい	

3. 事業間連携(社会保障充実分事業)

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
54	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【西】松代病院と支所含めた検討会1回/月) 【北東南】3/7多職種連携事例検討会に参加。
55	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	つまりスクール等
56	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	【東】歯科医師会に訪問診療について相談(8/23) 【北中西】実績なし

	センター指標	はい	東	中	南	西	備考
57	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	はい	いいえ	はい	はい	いいえ	【北・中】1件 【東・西】実績なし 【南】昨年度終結ケースについて情報共有
58	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【北】(中間)第2層協議体と2回会議 【東】東部1回/月 【西】第一層協議体会議出席 【中・南】第一層協議体会議出席R6年3月22日

4. 十日町市独自項目

	センター指標	北	東	中	南	西	備考
59	【職員の確保・育成】 県、市主催の研修会に原則参加し、記録をもとにセンター内で別の職員に伝達しているか	はい	はい	はい	はい	はい	
60	【職員の連携】 職員間のミーティングを定期的に行い、情報共有できる体制があり、情報共有ができていますか	はい	はい	はい	はい	はい	【北・東・南】1回/月センター内会議 【中】2回/月センター内会議 【西】1回/週ミーティング
61	担当者が不在でも、情報把握できる体制があるか。 担当者不在時のケース対応について、体制をとっているか。	はい	はい	はい	はい	はい	
62	支援を要する高齢者の発見、評価のための情報把握や個別訪問を実施し、記録しているか	はい	はい	はい	はい	はい	
63	支援を要する高齢者に対し、対応を行い、記録しているか	はい	はい	はい	はい	はい	
64	社会資源が相談時に適切に活用できるよう、情報把握を行い、紙面やデータで情報提供できる体制を整えているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【北・中・南】地域資源マップあり
65	業務集計から地域課題等の分析を行い、事業計画に反映できているか	はい	はい	はい	はい	はい	
66	相談者の状況把握を行い、個々の支援方針・支援内容を記録しているか	はい	はい	はい	はい	はい	
67	理由なく契約先に偏りがなく、公平かつ中立な立場で適切なサービス等につないでいるか	はい	はい	はい	はい	はい	
68	権利擁護に関する啓発を地域で実施し、記録が作成されている	はい	はい	いいえ	はい	はい	【中】認知症サポート養成講座で実施予定だったが実施に至らず
69	サービス担当者会議やケース会議に出席し、支援状況、課題把握を行い、それをもとに指導・支援を行っているか	はい	はい	はい	はい	はい	
70	医療機関と介護支援専門員の連携支援を行い、高齢者の入退院がスムーズにいくよう支援をしているか	はい	はい	はい	はい	はい	
71	介護予防ケアプランに対象者の状況、対象者及び家族の意向を踏まえたアセスメントが適切に行われており、アセスメントに基づくサービス内容・量の検討がなされている	はい	はい	はい	はい	はい	
72	継続的に対象者のモニタリングを行っているか (総合相談などで継続対応が必要と判断ケースなど)	はい	はい	はい	はい	はい	
73	認知症サポーター養成講座を計画的に実施しているか	はい	はい	はい	はい	はい	【北】6月1回済、10/19川西中 【中】市からの依頼3回、11/18高島(計画的に実施する様依頼) 【西】R5は11月(松代中)、2月(松代民生委員)と2回実施
74	業務継続計画を策定しているか。	はい	はい	はい	はい	はい	【北】令和4年作成、令和5年度版として修正済 【東・南】作成済 【西】令和5年度法人で作成あり

令和5年度 地域包括支援センター 実績報告

1. 地域包括支援センター全体会（地域包括支援センター全職員対象）

	開催日	内容
1	4月19日	令和5年度地域包括支援センターの事業について ①地域包括支援センターの運営管理および方針について ②地域包括支援センター事業計画・実施状況・評価 ③業務集計について ④各事業に関する周知について

2. 地域包括支援センター実務責任者会議（地域包括支援センターの代表者会議）

	開催日	内容
1	5月19日	①家族介護教室・介護者交流事業について ②令和4年度業務集計と地域包括支援センター運営状況調査 ③令和5年度地域包括支援センター事業計画実施状況・評価について ④令和5年度研修計画について ⑤連絡事項 8件 ⑥包括からの報告・検討事項 3件
2	6月21日	①訪問サービスCについて ②令和5年度 地域包括支援センター運営協議会について ③地域包括支援センターの体制整備に関すること ④人生会議住民向け講演会・ACP媒体作成について ⑤十日町病院との連絡会 報告 ⑥連絡事項 2件 ⑦包括からの報告・検討事項 5件
3	7月26日	①第1回運営協議会の振り返り ②中間実地調査について ③連絡事項 4件 ④包括からの報告・検討事項 6件
4	8月25日	①透析患者の通院の課題について意見交換 ②包括支援センター職員研修について ③事業継続計画について ④中間実施評価（スケジュール） ⑤連絡事項 2件 ⑥包括からの報告・検討事項 2件
5	9月21日	①妻有地域「もしもカード」の作成について ②連絡事項 5件 ③包括からの報告・検討事項 3件
6	10月25日	①令和4年度消費者トラブルについて報告 ②中間実地調査の結果 ③連絡事項 2件 ④包括からの報告・検討事項 1件
7	11月22日	①中間実地調査の報告について ②令和5年度包括実践発表会計画案について ③連絡事項 2件 ④包括からの報告・検討事項 1件

	開催日	内容
8	12月21日	①介護予防支援について ②自殺予防対策連絡会の報告と、包括で取り組めることの検討 ③連絡事項 3件 ④包括からの報告・検討事項 4件
9	1月26日	①障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行の流れ ②令和6年度地域包括支援センター運営方針（案）について ③介護報酬にかかる改定事項について ④災害時の対応について ⑤連絡事項 3件 ⑥包括からの報告・検討事項 3件
10	2月20日	①介護保険法一部改正について ②事業評価を通じた機能強化にかかる調査結果について ③令和5年度事業評価について ④令和6年度事業計画について ⑤令和6年度各委員調べ ⑥連絡事項 2件 ⑦包括からの報告・検討事項 3件
11	3月25日	①精神保健福祉法改正（医療保護入院）について ②全国課長会議報告 ③次年度事業日程等について ④連絡事項 6件 ⑤包括からの報告・検討事項 2件

2. 地域包括支援センター職員等に対する研修会

①令和5年度地域包括支援センター職員資質向上研修会

	開催日	内容
1	5月11日 5月23日 5月24日	2023年度地域包括支援センター初任者研修 主催：新潟県保健福祉部高齢福祉保健課
2	8月7・8日	令和5年度 地域包括支援センター向け高齢者虐待防止研修会 講師：一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事 川端伸子氏 共催：保健所、十日町市
3	2月20日	地域包括支援センター 実践発表会
4	2月28日	自殺予防研修会 講師：十日町地域振興局健康福祉部 主催：十日町地域振興局健康福祉部・十日町市健康づくり推進課

②高齢者虐待・権利擁護に関する研修

	開催日	内容
1	12月8日	令和5年度 成年後見制度研修会 講師：特定非営利活動法人十いろ 代表理事 高橋愛氏 主催：十日町市

3. 3 職種部会

① 保健師・看護師部会(介護予防部会)

	開催日	内容
1	5月29日	①令和5年度介護予防出前講座実施計画について
2	7月27日	①介護予防出前講座について（各包括の実施状況の共有・啓発媒体の作成） ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（以下生涯健康サポート事業）について
3	9月13日	①介護予防出前講座について（各包括の実施状況の共有・啓発媒体の検証） ②地域の通いの場の情報共有 ③研修：「後期高齢者の質問票」について ④生涯健康サポート事業について
4	12月13日	①介護予防出前講座について（各包括の実施状況の共有） ②地域の通いの場の情報共有 ③研修：「後期高齢者の質問票」について ④生涯健康サポート事業 ポピュレーションアプローチについての連絡
5	2月14日	①介護予防出前講座について（各包括の実施状況の共有・今年度の振り返り） ②地域の通いの場の登録と介護予防出前講座の周知及び希望調査について ③包括からの報告等（企画政策課との集落調査、アルコール依存症のケース対応について、三好園での映画の撮影予定・わっかふえでの認知症カフェについて 他）

② 主任ケアマネ部会

	開催日	内容
1	6月13日	①困難事例型地域ケア個別会議の共有 ②訪問型サービスCの利用状況について ③訪問型サービスBについて
2	8月24日	①困難事例型地域ケア個別会議の共有 ②要介護・要支援認定区分変更について
3	10月23日	①困難事例型地域ケア個別会議の共有 ②居宅間で実施している他法人との事例検討会について ③業務評価を終えての意見交換
4	12月21日	①困難事例型地域ケア個別会議の共有 ②ケアプラン点検について ③交通事故の書類依頼について情報共有 ④困難型地域ケア個別会議の今後の実施方法について検討
5	2月26日	①困難事例型地域ケア個別会議の共有 ②令和6年度重要事項説明書（案）について

③ 社会福祉士部会

	開催日	内容
1	5月30日	①令和5年度高齢者虐待防止・対応計画（案）について ②令和5年度高齢者虐待研修会の計画（案）について ③高齢者虐待の対応状況について ④各包括の社会福祉士の相談の状況・課題等
2	9月28日	①令和5年度高齢者虐待防止・対応計画について ②高齢者虐待研修会の感想と来年度の研修会について ③高齢者虐待の対応状況について ④各包括の社会福祉士の相談の状況・課題等
3	3月15日	①令和5年度高齢者虐待防止・対応計画の取組状況について ②高齢者虐待の対応状況について ③各包括での課題等について ④来年度の研修会について

令和5年度 困難事例型地域ケア個別会議

【開催回数】

北包括：2回 東包括：2回 中包括：2回
 南包括：1回 西包括：2回

NO	日時	会場	主催包括	テーマ
1	5月10日	特別養護老人ホーム 三好園 会議室	北包括	猫の多頭飼育問題と多重債務で生活が困窮しているケース。
2	9月14日	医療福祉総合センター 講堂	東包括	病院受診を中断してしまった夫。受診継続を阻む妄想のある妻。2人の支援について。
3	9月20日	医療福祉総合センター 講堂	中包括	アルコールがやめられない独居男性の支援。
4	11月8日	医療福祉総合センター 講堂	中包括	多くの猫と暮らす認知症の症状が進行した独居のAさんと、通い介護を担っている長女への支援。
5	11月13日	松代ゆうあいセンター	西包括	支援を振り返ってみて、よりよい対応が他になかったか。
6	2月1日	養護老人ホーム 妻有荘 集会室	南包括	統合失調症を患いながら人工透析を行う独居高齢者の自宅での生活継続につなげた支援。
7	2月26日	医療福祉総合センター 講堂	北包括	支援に対して拒否的だったAさんと、支えたかったCさん。2人の意向をすり合わせるために、できることはなかったのだろうか。
8	3月21日	医療福祉総合センター 休日救急診療センター	東包括	独居生活が困難になってきた、かつキーパーソンがいないケース
9	3月14日	松代ゆうあいセンター	西包括	身寄りがない金銭管理ができない、独居で虚弱な女性への支援をどうするか。

令和5年度認知症サポーター養成講座報告書

包括名		回数
1	北包括	2
2	東包括	2
3	中包括	5
4	南包括	6
5	西包括	2

No	実施日	包括	種別 ※	対象者・グループ名	受講者数
			1住民 2職域 3学校 4行政 5介護		
1	R5.6.23	1 北	2 職域	NPO法人 ほほえみ	13
2	R5.6.28	2 東	2 職域	十日町福祉会グループホーム世話人	26
3	R5.6.28	2 東	2 職域	十日町福祉会 障がい分野職員	26
4	R5.7.12	4 南	3 学校	認定こども園 あおのもり 園児 職員	23
5	R5.9.7	4 南	3 学校	水沢小学校6学年児童、教職員	22
6	R5.9.27	3 中	1 住民	令和5年度脳いきいきフォローアップ講座受講生	24
7	R5.9.27	3 中	1 住民	令和5年度脳いきいきフォローアップ講座受講生	11
8	R5.10.19	1 北	3 学校	川西中学校生徒 教職員	48
9	R5.10.30	4 南	1 住民	十日町市社会福祉協議会中里ボランティア及び市民	12
10	R5.11.1	4 南	3 学校	中里なかよし保育園 園児、職員	27
11	R5.11.14	3 中	1 住民	川治地区民生児童委員	17
12	R5.11.15	3 中	3 学校	新潟県立十日町看護専門学校	66
13	R5.11.18	3 中	1 住民	高島らくらく会	21
14	R5.11.28	5 西	3 学校	松代中学校1年生	13
15	R5.11.29	4 南	3 学校	水沢中学校 3学年生徒 教職員	16
16	R5.12.15	4 南	3 学校	水沢南部保育園 園児、職員	8
17	R6.2.8	5 西	1 住民	松代地域民生委員	13
18					
19					
20					386

令和5年度 介護予防出前講座実績

5包括合計

63回 728人

1 北包括

No.	日付	対象	会場	内容	参加者数
1	5/10(水)	仁田じょんのび会	仁田公民館	フレイル（口腔）の講話、介護予防すごろく、基本的な感染予防について	16
2	5/18(木)	幸齢セミナー沖立光会	沖立公民館	介護保険について、フレイル(口腔)の講話、介護予防すごろく、基本的な感染予防について	11
3	6/12(月)	為永気楽会	為永公民館	市の健康課題、フレイルの講話「口腔について」	13
4	6/26(月)	みよし台入居者と近所の高齢者	ケアハウスみよし台地域交流室	市の健康問題、フレイルの講話(口腔体操)、成年後見制度について、見守り・財産契約・死後事務委任契約について	6
5	9/27(水)	みよし台入居者と近所の高齢者	みよし台 地域交流スペース	市の健康課題、フレイルの講話、軽体操、アプリでの歩行分析	13
6	10/11(水)	アクティげじょう自立利用者 及び周辺住民	アクティげじょう3階会議室	市の健康課題、フレイルの講話、アプリでの歩行分析、体操、健康相談	12
7	11/2(木)	岩瀬すみれ会	岩瀬集落センター2階大広間	市の健康課題、フレイルの講話、介護予防すごろく、後期高齢者の質問票	11
8	12/6(水)	山野田高齢者	山野田公民館	市の健康問題、フレイル予防(すごろく：体操)、アプリでの歩行分析	11
9	3/25(月)	中屋敷はつか会	中屋敷集落センター	市の健康課題、フレイルの講話(すごろく)	13

計 106

2 東包括

No.	日付	対象	会場	内容	参加者数
1	4/14(金)	いきいきサロンゆったり	東部会館	包括PR、フレイルの講話、感染対策、エコー体操	16
2	5/10(水)	笑栄会	尾崎集落開発センター	包括PR、フレイルの講話、感染対策、じょんのび体操	13
3	6/1(木)	もくよう会	島中央会館	包括PR、フレイルの講話、感染対策、認知症予防ゲーム、講話、体操	8
4	6/23(金)	コスモス会	新座コミュニティセンター	包括PR、フレイル予防、熱中症予防の話、ラジオ体操第1・2	7
5	7/19(水)	四日町ひまわり会	四日町市営住宅集会所	包括PR、フレイル予防、感染対策、口腔の健康指導	9
6	9/22(金)	ふれあいいきいきサロン	東部会館	包括PR、フレイル予防、感染対策、口腔の健康指導	15
7	10/5(木)	もくよう会	島中央会館	包括PR、感染対策、フレイル予防周知、生涯健康サポート事業(健康相談)	8
8	12/14(木)	ほくほくの会	丸山町集会所	包括PR、フレイル予防周知、感染対策	13
9	3/10(日)	さくら会	大井田コミュニティセンター	包括のPR、フレイルの講話、口腔の健康講話・口腔体操	28

計 117

3 中包括

No.	日付	対象	会場	内容	参加者数
1	5/10(水)	虹の会	高山コミュニティセンター	フレイル予防のビデオ、お口の健康	19
2	7/6(木)	高山朗人クラブ	高山コミュニティセンター	フレイル予防、お口の健康	9
3	9/8(金)	もみじの会	山本常楽会館	フレイル予防、口腔について	6
4	9/19(火)	さくらの会	谷内丑集会所	体操、健康講話	9
5	9/21(木)	ほほえみクラブ	川治上町集会所	フレイル予防、健康講話、体操	11
6	9/29(金)	わかば会	高山コミュニティセンター	お口の健康について	17
7	10/13(金)	北新田体操クラブ	北和会館	運動、健康講話	6
8	10/13(金)	なごみの会	北鑑坂ふれあいセンター	口腔ケア	10
9	12/1(金)	スマイル教室	山谷集会場	介護予防体操	12

計 99

4 南包括

No.	日付	対象	会場	内容	参加者数
1	6/16(金)	清津峡三栄会	ホテルせとぐち	市の健康課題、フレイルの講話	14
2	6/24(土)	宮中共和会	宮中集落開発センター	市の健康課題、フレイルの講話	12
3	7/12(水)	幸町住民	エスポワールさいわい	市の健康課題、フレイルの講話	2
4	7/19(水)	通り山ハイコン ちょ	通り山公民館	介護予防のための食事	9
5	7/24(月)	みのり学園	中里支所3階 大会議 室	市の健康課題、フレイルの講話、熱中症対策	8
6	9/1(金)	まめだ会	伊達公会堂	市の健康課題、フレイルの講話、消費者被害、熱中症	13
7	9/27(水)	清津峡地区じょんの び会	小出集落センター	市の健康課題、フレイルの講話、消費者被害	6
8	10/13(金)	田中たっしゃ会	田中公民館	市の健康問題、フレイルの講話	9
9	11/8(水)	如来寺かたくりの会	如来寺ふれあいセン ター	市の健康問題、フレイルの講話	19
10	11/23(木)	水沢地区単身高齢者 交流会(水沢地区福祉 会・事務局社協)	羽根川荘	市の健康問題、フレイルの講話、高齢者の消費者トラブル と通話録音装置の無料貸与	23

計 115

5 西包括

No.	日付	対象	会場	内容	参加者数
1	5/9(火)	パタカラ会	浦田交流センター	フレイルの講話と実技、感染症対策について	9
2	5/11(木)	松代地域民生委員	松代支所 4階地域コミュニティ室	松代地域の健康問題、フレイルの講話、感染症対策について	13
3	5/12(金)	千年老人クラブ	千年活性化センター	フレイルの講話と実技、感染症対策について講話、フレイル予防の簡単な運動と口腔体操、感染症対策について	9
4	6/12(月)	室野茶の間の会	室野克雪管理センター	通いの場について、フレイルの講話と実技（運動・口腔）	25
5	6/28(水)	蓬平ぶなの会	蓬平集落センター	フレイル予防の講話、感染症予防について、フレイル予防の実技	10
6	7/3(月)	輪になろう会	上湯集会所	感染症対策とフレイル予防、フレイル予防、栄養について	7
7	7/24(月)	蒲生鶴亀サロン	蒲生活性センター	市の健康課題、フレイルの講話、栄養について、感染症・熱中症対策について	13
8	8/2(水)	てんまりの会	松代活性化センター	フレイル予防の講話と運動	32
9	8/10(木)	松之山にこにこ会	松之山集会所	熱中症予防、感染症予防、フレイルの講話、口腔ケアについて	6
10	9/28(木)	菅刈老輪会	菅刈多目的集会所	フレイル予防の講話、口腔ケアについて	9
11	10/3(火)	松代介護予防教室	松代総合センター3階大ホール	市の健康問題、フレイルの講話・実技	16
12	10/17(火)	中尾茶の間会	中尾集落センター	フレイル予防の講話、栄養について	5
13	10/24(火)	天水島 たっしやだ会	天水島集落センター	フレイル予防の講話、運動について	8
14	10/25(水)	湯之島集落住民	浦田交流センター	市の健康課題、フレイルの講話・実技、心の健康講話	7
15	10/27(金)	小荒戸地区住民	小荒戸集落開発センター	市の健康課題、フレイル予防の講話・実技、心の健康講話	9
16	10/30(月)	奈良立・福島地区住民	奈良立多目的集会施設	市の健康課題、フレイル予防の講話・実技、こころの健康について	12
17	10/31(火)	五十子平・坪野・赤倉・東山地区住民	下布川地区住民	市の健康問題、フレイルの講話・実技、心の健康講話	8
18	11/7(火)	ほがらか会	天水越集会所	フレイル予防の講話、口腔ケアについて	13
19	11/17(金)	筋平 あざびろ会	転作促進研修センター	フレイル予防の講話、運動について	6
20	11/27(月)	豊田地域住民	豊田集会所	市の健康問題、フレイルの講話・実技、心の健康講話	7
21	11/29(水)	曾根地域住民	曾根集会所	市の健康問題、フレイルの講話・実技	6
22	12/14(木)	孟地木曜クラブ	孟地集落センター	フレイル予防の講話、口腔ケア講話・実技	11
23	12/19(火)	太平地域住民	太平集落開発センター	市の健康課題、フレイルの講話・運動、心の健康について	7
24	12/20(水)	田沢地域住民	田沢公民館	市の健康課題、フレイルの講話・運動、心の健康について、生きがいデイサービスについて	11
25	2/3(土)	田野倉元気だ会	田野倉集落センター	フレイル予防の講話、口腔ケアについて講話・実技	14
26	2/9(金)	湯山喜楽会	湯山集会所	市の健康課題、フレイルの講話・実技、心の健康講話	18

計 291

令和5年度 地域包括支援センター業務集計

資料No.2

高齢者人口 R5.3.31現在	北	東	中	南	西	合計
65～74歳	2,355	1,977	1,713	1,807	904	8,756
75～84歳	1,594	1,818	1,280	1,167	716	6,575
85歳以上	1,172	1,072	810	907	680	4,641
計	5,121	4,867	3,803	3,881	2,300	19,972

1 総合相談集計

(年間)						
区 分	北	東	中	南	西	合計
1 相談受理件数						
対象者実人員	314	369	316	359	284	1,642
相談延べ人員	1,575	2,083	2,101	1,593	1,071	8,423
2 相談方法						
電話	1,130	1,296	1,341	919	523	5,209
文書	32	10	49	20	1	112
来所	76	110	121	94	94	495
訪問	319	578	562	508	412	2,379
メール	2	7	4	25	7	45
その他	16	82	24	27	34	183
合 計	1,575	2,083	2,101	1,593	1,071	8,423
3 相談者						
本人	320	659	640	523	419	2,561
家族や親族	421	585	582	395	224	2,207
民生委員	13	37	32	18	11	111
地域住民	12	19	24	10	15	80
医療機関	208	227	264	109	124	932
居宅介護支援事業所	198	196	152	167	76	789
サービス事業所	80	124	157	151	34	546
障がい者地域生活支援センター	16	21	14	2	3	56
行政機関	277	183	222	204	151	1,037
その他	30	32	14	14	14	104
合 計	1,575	2,083	2,101	1,593	1,071	8,423
4 相談内容						
介護に関する事(介護保険に関する事を含む)	924	1,521	1,029	1,242	325	5,041
介護予防・生活支援サービスに関する事	156	167	243	132	269	967
医療に関する事	312	344	442	228	251	1,577
認知症に関する事	107	268	192	139	110	816
権利擁護に関する事 ①高齢者虐待	123	49	31	36	36	275
権利擁護に関する事 ②成年後見関係	19	40	12	5	87	163
権利擁護に関する事 ③消費者被害	2	－	2	－	1	5
介護者の離職防止に関する事	－	1	－	－	－	1
生活困窮	46	33	15	17	1	112
その他	309	271	299	104	162	1,145
合 計	1,998	2,694	2,265	1,903	1,242	10,102

2 包括的継続的ケアマネジメント

ケース会議						
	北	東	中	南	西	合計
高齢者虐待	29	16	4	1	10	60
成年後見関係	4	4	－	1	8	17
処遇困難	1	4	5	3	2	15
ケアマネジメント支援	－	2	1	－	40	43
医療・介護連携	4	5	8	7	30	54
その他	3	5	6	－	10	24
合 計	41	36	24	12	100	213

3 介護予防ケアマネジメント

	北	東	中	南	西	合計	R4年度
プラン作成 包括	1,935	2,465	1,768	1,636	993	8,797	8,834
プラン作成 委託	343	313	194	299	42	1,191	1,186
合計	2,278	2,778	1,962	1,935	1,035	9,988	10,020

十日町				北				地域包括支援センター				事業計画・実施状況・評価				地区名		下条		・		中条		・		川西		資料 NO		3		①					
データ（情報源も記入） 地域ニーズとアセスメント（地域の強みも記入）																課題解決のための方策（方向性・方法） 優先順位別活動目標及び活動内容																					
高齢者の状況(R5.12.31現在)								介護認定者数(R5.12.31現在)								(1)介護保険の認定者数が最も多い。 (2)高齢者数が最も多く、65歳から74歳までの前期高齢者が最も多いため、今後の申請者数も多くなる。 (3)介護保険申請の理由として各地域とも認知症状の進行が多い。 (4)各地域に山間部があり交通手段の確保が切実な課題である。 (5)山間部の一人暮らしであっても、ご近所の助け合いで、なんとか生活を続けている場合もある。 (6)川西地域ではNPO法人の活動が盛んである。下条地域では振興会・福祉会・NPO法人活動、公民館活動が盛んである。中条地域では公民館活動、地域内で体操教室が行われている。																					
包括人口				11,992								64歳以下																		65-74歳				75歳以上			
65歳以上(高齢化率)				5,090 42.44%				要支援1				-																		15				94			
				65~74歳 2,298 19.16%				要支援2				1																		12				124			
				75~84歳 1,651 13.77%				要介護1				3																		12				178			
				85歳以上 1,141 9.51%				要介護2				1																		16				144			
地区名				下条 中条 川西				要介護3				2																		7				134			
地区人口				2,882 3,507 5,603				要介護4				1																		9				143			
65歳以上人口				1,230 1,407 2,453				要介護5				1																		14				79			
高齢化率				42.68% 40.12% 43.78%				計				9人																		85人				896人			
介護予防支援等の状況(R5年度延べ件数)								高齢者人口に対する認定率								3.70%								32.09%													
								65歳以上の認定者数								981人																					
								65歳以上人口に対する認定率								19.27%																					
介護予防支援								包括 委託																													
介護予防ケアマネジメント								623 100																													
計								1,930 343								総合事業対象者数(R5.12.31現在)								0人													

	R5年度	事業計画	実施状況	評価	R6年度計画
総合相談支援事業	<総合相談> (1)総合相談受付の際には適切に情報収集を行い、本人や家族の意向を丁寧に聞き取り対応する。 (2)総合相談集計や健康調査等から地域課題を把握し、対応策を計画的に実施する。 (3)北包括独自集計の継続。 <地域包括支援ネットワーク構築> (1)民生委員定例会(各地区2回)、NPO連絡会への参加。 (2)地区担当保健師との連絡会開催。		<総合相談> (1)総合相談の対象実人員は314人(前年87.5%)。 (2)相談延べ人員は1,575人(前年比85.6%)。 (3)相談内容で一番多いのは、介護に関する事で924件(全体の46.2%)となっている。 ①総合相談受付は、適切に聞き取りを行っている。 ②山間部では冬季間サービス利用に制限がある。 ③独自集計より透析相談は39件(前年比177%)がん相談は139件(前年比146%)精神疾患相談は60件(前年比53%)。 <地域包括支援ネットワーク構築> (1)民生委員定例会への参加。 (2)川西地域では地区担当保健師連絡会を3回実施。	<総合相談> (1)総合相談の受付評価は良い。 (2)地域課題の把握はできており、市への報告にも繋がっている。 (3)北包括独自集計を継続し、透析・がんの相談増加が顕著であった。 <地域包括支援ネットワーク構築> (1)民生児童委員定例会・NPO連絡会への参加は、ネットワークの構築につながった。 (2)川西地区では保健師連絡会によりネットワーク構築につながった。	<総合相談> (1)総合相談受付の際には適切に情報収集を行い、本人や家族の意向を丁寧に聞き取り対応する。 (2)総合相談により地域課題の把握に努める。 <地域包括支援ネットワーク構築> (1)民生委員定例会、NPO連絡会への参加。 (2)各地域で、地区担当保健師、民生委員へのヒアリングを実施し、連携をすすめる。
	<高齢者虐待> (1)高齢者虐待防止対応マニュアルに沿った対応を行う。 (2)民生委員・地域住民・介護支援専門員への啓発活動として、虐待防止・対応方法の周知を行い、速やかに支援する。 <消費者被害の防止> 消費者被害の住民啓発、消費生活センターと連携して被害防止の啓発。 <成年後見制度> 成年後見制度の相談窓口として、本人・親族申立の相談支援や地域住民への広報・啓発を行う。		<高齢者虐待> (1)各地域の民生児童委員定例会で、成年後見制度、高齢者虐待、消費者被害の周知を行なった。 (2)介護支援専門員からの相談件数が増えており、処遇困難事例として、後方支援を行うケースが11件あった。 (3)高齢者虐待新規相談は5件、終結は4件であった。 (4)成年後見制度の相談件数は4件、申し立て支援は1件であった。 <消費者被害の防止・成年後見制度> (1)消費生活センターと連携して、多重債務問題の相談に繋げたケースが1件あった。 (2)困難なケースは、地域包括支援係(中核機関)やNPO法人など関係機関と連携して支援している。	(1)成年後見制度、高齢者虐待、消費者被害の周知は継続が必要である。 (2)介護支援専門員に虐待の早期発見や防止のための助言・支援は継続が必要である。 (3)成年後見制度の活用について他機関との連携を継続している。 (4)経済的な問題を抱えているケースがあり、社協生活困窮や消費者センターとの連携が必要となっている。 (5)身寄り無し等の困難ケースは、NPO法人と連携が必要となる。	<高齢者虐待> (1)高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って、速やかに対応する。 (2)地域への啓発活動として、虐待防止・対応方法の周知を行う。 <消費者被害の防止> 消費者被害の住民啓発、消費生活センターと連携して被害防止の啓発。 <成年後見制度> 成年後見制度の相談窓口として、本人・親族申立の相談支援を行う。 高齢者住宅・軽費老人ホーム入居者、地域住民に対して成年後見制度の啓発を行う。
	<地域ケア会議> 困難事例型地域ケア会議を開催(年2回)し、介護支援専門員の支援と地域課題の抽出を図る。 <介護支援専門員の支援> 事例検討会と連絡会を開催。居宅介護支援事業所との連携とスキルアップを継続する。 <地域支援者との関係作り> 連絡会や定例会、運営協議会にて地域での情報共有を行い連携を継続。 <サービス事業所との関係作り> 事業に関する情報交換を実施する。 <障がい者支援センターと連携> 障がい者支援センターと研修会。 <認知症の方を支援する体制作り> (1)認知症サポーター養成講座を、小・中学生を対象に年2回開催する。 (2)内容を見直し、事業所での認知症カフェの再開を検討する。		<地域ケア会議> 開催は2回。「猫の多頭飼育問題と多重債務で生活が困窮のケース」と「支援に対して拒否的だった本人と娘の意向のすり合わせについての振り返りケース」 <介護支援専門員の支援> (1)市主催のケアマネ連絡会に毎回オンライン参加。その後電話での (2)居宅介護支援事業所との事例検討会の開催は1回。 <地域支援者との関係作り> 民児協定例会、施設の運営協議会への参加を行った。 <サービス事業所との関係作り> 事業所の近況や事業に関する情報交換を、法人内事業所連絡会で年2回実施。 <障がい者支援センターとの関係づくり> 障がい者支援センターとの勉強会を開催した。 <認知症の方を支援する体制作り> (1)認知症サポーター養成講座を中学校で1回、NPO法人で1回開催した。 (2)事業所での認知症カフェは、人員不足で開催できなかった。	(1)地域課題の抽出がケアマネ連絡会での研修に繋がり、猫の多頭飼育問題で関係機関の課題共有・検討ができた。 (2)居宅介護支援事業所とオンライン事例検討会・連絡会を開催しスキルアップが図れた。 (3)地区支援者との情報共有はできたが、より連携を深めるためにヒアリングを実施する。 (4)サービス事業所とのオンライン情報交換は有効であった。 (5)障がい者支援センターと連携を深め情報共有することができた。 (6)認知症サポーター養成講座を開催し、次年度の活動に繋がる関係性ができた。また、認知症について啓発でき理解が深まった。	<地域ケア会議> 困難事例型地域ケア会議を開催(年2回)し、地域課題の抽出を図る。 <介護支援専門員の支援> 事例検討会と連絡会を開催。居宅介護支援事業所との連携を図る。 <地域支援者との関係作り> 個別にヒアリングを実施し、個別事例から地域課題を抽出する。 <サービス事業所と情報共有> 事業に関する情報交換を年2回開催。 <障がい者支援センターと情報共有> 障がい者支援センターと連携して研修会を開催。また、わかふえと共同での取り組みも行う。 <認知症の方を支援する体制作り> 認知症サポーター養成講座を、小中学生や地域住民を対象に年2回以上開催する。
	<介護予防ケアマネジメント> (1)アセスメントに基づき、本人・家族の意向を確認し、目標設定と適切な量と内容の介護予防プラン作成。 (2)介護予防マニュアルに基づいたケアマネジメントの実施。 (3)居宅介護支援事業所に介護予防プランの委託を働きかけ委託率を向上させる。(目標前年比110%) (4)介護予防型地域ケア会議を活用し多職種連携と職員資質向上を図る。 (5)新任者サポートをし介護予防ケアマネジメントの質の向上を図る。 <介護予防の知識啓発と環境作り> (1)介護予防出前講座は、フレイル予防を中心に「予防のすごろく」を活用し5回以上を目標に開催する。 (2)感染症予防・熱中症予防の注意喚起を継続して行う。		<介護予防ケアマネジメント> (1)給付管理件数は年間累計2,094件(前年比102.5%)と年々増加している。 (2)3職種が適正な業務遂行に努めるために、プランナーとの業務分担を継続している。 (3)居宅介護支援事業所へ介護予防プランの委託管理を働きかけた。(令和5年度委託率17.2%、+4.1%)(令和5年度延べ、前年比106.9%) (4)介護予防型地域ケア会議に2事例の提供を行い、包括支援センター職員がモニタリングを行った。 <介護予防の知識啓発と環境作り> (1)介護予防出前講座は9回の開催。 (2)感染症予防とフレイル予防を中心に実施し、市のラミネートパネルも活用しながら、十日町市の現状報告も行った。 (3)再度バージョンアップした「予防のすごろく」を使い、高齢者を集める参加型(三密回避のため5～8人程度)で、開催した。	<介護予防ケアマネジメント> (1)給付管理件数は年々増加する傾向のため、委託管理をすすめる必要がある。 (2)マニュアルに基づき、適切な量と内容の介護予防プランを作成できた。 (3)介護予防型地域ケア会議への事例提供は職員の資質向上に繋がっている。 <介護予防の知識啓発と環境作り> (1)介護予防出前講座は、参加者の感染対策への取り組みを確認しながら開催できた。 (2)「最新版予防のすごろく」を活用して、フレイル予防・認知症予防のポイントを、高齢者にわかりやすく解説できた。	<介護予防ケアマネジメント> (1)適切なアセスメントに基づき、本人・家族の意向を確認した上での目標設定と、適切な量と内容の介護予防プラン作成に務める。 (2)介護予防ケアマネジメントマニュアルに基づいた支援の実施。 (3)居宅介護支援事業所に介護予防プランの委託を働きかける。(目標前年比105%) (4)介護予防型地域ケア会議を活用し多職種連携と職員の資質向上を図る。 <介護予防の知識啓発と環境作り> (1)介護予防出前講座は、フレイル予防・認知症予防に対応し「予防のすごろく」も活用しながら、年間8回以上を目標に開催する。 (2)感染症予防・熱中症予防の注意喚起を継続して取り組む。
ケアマネ介護予防事業	<介護予防ケアマネジメント> (1)アセスメントに基づき、本人・家族の意向を確認し、目標設定と適切な量と内容の介護予防プラン作成。 (2)介護予防マニュアルに基づいたケアマネジメントの実施。 (3)居宅介護支援事業所に介護予防プランの委託を働きかけ委託率を向上させる。(目標前年比110%) (4)介護予防型地域ケア会議を活用し多職種連携と職員資質向上を図る。 (5)新任者サポートをし介護予防ケアマネジメントの質の向上を図る。 <介護予防の知識啓発と環境作り> (1)介護予防出前講座は、フレイル予防を中心に「予防のすごろく」を活用し5回以上を目標に開催する。 (2)感染症予防・熱中症予防の注意喚起を継続して行う。		<介護予防ケアマネジメント> (1)給付管理件数は年間累計2,094件(前年比102.5%)と年々増加している。 (2)3職種が適正な業務遂行に努めるために、プランナーとの業務分担を継続している。 (3)居宅介護支援事業所へ介護予防プランの委託管理を働きかけた。(令和5年度委託率17.2%、+4.1%)(令和5年度延べ、前年比106.9%) (4)介護予防型地域ケア会議に2事例の提供を行い、包括支援センター職員がモニタリングを行った。 <介護予防の知識啓発と環境作り> (1)介護予防出前講座は9回の開催。 (2)感染症予防とフレイル予防を中心に実施し、市のラミネートパネルも活用しながら、十日町市の現状報告も行った。 (3)再度バージョンアップした「予防のすごろく」を使い、高齢者を集める参加型(三密回避のため5～8人程度)で、開催した。	<介護予防ケアマネジメント> (1)給付管理件数は年々増加する傾向のため、委託管理をすすめる必要がある。 (2)マニュアルに基づき、適切な量と内容の介護予防プランを作成できた。 (3)介護予防型地域ケア会議への事例提供は職員の資質向上に繋がっている。 <介護予防の知識啓発と環境作り> (1)介護予防出前講座は、参加者の感染対策への取り組みを確認しながら開催できた。 (2)「最新版予防のすごろく」を活用して、フレイル予防・認知症予防のポイントを、高齢者にわかりやすく解説できた。	<介護予防ケアマネジメント> (1)適切なアセスメントに基づき、本人・家族の意向を確認した上での目標設定と、適切な量と内容の介護予防プラン作成に務める。 (2)介護予防ケアマネジメントマニュアルに基づいた支援の実施。 (3)居宅介護支援事業所に介護予防プランの委託を働きかける。(目標前年比105%) (4)介護予防型地域ケア会議を活用し多職種連携と職員の資質向上を図る。 <介護予防の知識啓発と環境作り> (1)介護予防出前講座は、フレイル予防・認知症予防に対応し「予防のすごろく」も活用しながら、年間8回以上を目標に開催する。 (2)感染症予防・熱中症予防の注意喚起を継続して取り組む。
	<職員の資質向上> 県・市主催の研修会への参加で、職員の資質向上を継続する。 <運営体制の整備> 業務評価の改善を継続する。 <地域資源マップの更新> 最新情報確認と更新の取組を行う。 <北地域包括支援センターの周知> 引き続き三好園通信や広報誌等を活用した周知・宣伝活動を行う。 <困難事例早期対応の取組み> 個別ケースについて、早期の情報共有を継続して行う。		<職員の資質向上> 県・市主催の研修会へ毎回参加した。 <運営体制の整備> 出前講座は予定回数を大きく上回り開催できた。 <地域資源マップの更新> 活用可能なインフォーマルサービスに重点をおいてまとめた。 <北地域包括支援センターの周知・宣伝> 法人広報誌・三好園通信等を活用した周知・宣伝活動を行った。 <困難事例早期対応の取組み> 個別ケースについて、担当者との早期の情報共有に取り組んだ。	<職員の資質向上> 研修会への参加は資質向上に繋がった。職員個別に参加研修を選べる工夫が必要。 <運営体制の整備> 業務評価の改善に繋がった。 <地域資源マップの更新> 毎年取り組む必要がある。 <北地域包括支援センターの周知> 周知・宣伝の継続が重要である。 <困難事例早期対応の取組み> 個別ケースについては早期の情報共有ができています。継続する必要がある。	<職員の資質向上> 職員自ら必要性を検討し、研修に積極的に参加する。 <運営体制の整備> 総合相談の増加に対応するため、社会福祉士業務の分業を進める。 <地域資源マップの更新> 最新情報へ更新を行う。 <北地域包括支援センターの周知> 周知・宣伝活動を継続する。 <困難事例早期対応の取組み> 地域関係者との情報共有を継続する。

十日町				東 地域支援センター 事業計画・実施状況・評価				地区名				十日町		新座		大井田		資料 NO 3 ②													
データ（情報源も記入） 地域ニーズとアセスメント（地域の強みも記入）														課題解決のための方策（方向性・方法） 優先順位別活動目標及び活動内容																	
高齢者の状況 (R5. 12. 31現在)						介護認定者数 (R5. 12. 31現在)						(1)東包括エリアの総世帯数5,543世帯。1世帯当たりの人員2,39人(行政区別住民基本台帳人口 令和5年3月末時点)。 (2)医療機関に通いやすい地域である。 (3)県外に進学、そのまま就職することが多く、地元で同居が少ない。夫婦のみ世帯がそのまま高齢世帯、独居世帯になっていく。 (4)自宅で生活できなくなったらすぐに施設に入りたい、という自身の居場所を心配している人が多い。簡単に入れると考えている人も多い。日常の家庭生活(掃除、冬季の灯油入れなど)でちょっとした困りごとを支援して欲しい人が多い。運動したいと介護申請を行う人が多い。 (5)地域住民主体の活動を提供している団体が2ヶ所(東部地区、南部地区)。他にシルバー人材センターやNPOしんぞ風の谷、ほほえみ、社協ええ合いネットがあり、利用しやすい環境にある。 (6)運動中心のデイサービスを利用しやすい地域である。高齢者生きがい活動支援通所事業(生きがいデイサービス・送迎あり)や認知症予防事業(さわやか教室・送迎なし)がある。市中心部には市民交流センター(分じろう)があり幅広い世代向けに様々な活動を提供している。																			
包括人口			13,003						64歳以下											65～74歳			75歳以上								
65歳以上(高齢化率)			4,855 37.34%			要支援1			2											20			112								
			65～74歳 1,906 14.66%			要支援2			1											13			151								
			75～84歳 1,872 14.40%			要介護1			3											11			158								
			85歳以上 1,077 8.28%			要介護2			1											12			134								
地区名			十日町 新座 大井田			要介護3			1											8			103								
地区人口			8,165 2,233 2,605			要介護4			-											12			86								
65歳以上人口			3,052 854 949			要介護5			2											6			72								
高齢化率			37.38% 38.24% 36.43%			計			10人											82人			816人								
介護予防支援等の状況 (R5年度延べ件数)						高齢者人口に対する認定率														4.30%						27.67%					
						65歳以上の認定者数																				898人					
介護予防支援						包括 委託														65歳以上人口に対する認定率						18.50%					
介護予防ケアマネジメント						1,359 194																									
計						1,108 119																									
						2,467 313														総合事業対象者数 (R5. 12. 31現在)						2人					
																				(1)住み慣れた場所で生活を続けていくために地域住民に向けて、介護予防の啓発、介護知識の習得支援、認知症に対する理解促進を図る。 ①介護予防出前講座を開催。 ②介護している家族、介護を必要としている人に対して介護の知識習得、認知症の理解促進の場を開催する。 (家族介護者交流事業、認知症カフェ、おとしの会) (1)地域で必要としている支援は何かを知り、次年度計画に活かすことができる。 ①東部地区振興会、南部地区振興会の第2層協議体の会議に参加し意見交換を行う。 ②民生委員と情報交換会を行う。 ③住民の集まりが消滅した地区、包括の関わりが少なかった地区に対してアプローチする。 ④認知症に関する相談内容を分析する。											

	R5年度 事業計画	実施状況	評価	R6年度計画
総合 相談 支援 事業	＜総合相談受付＞ (1) 総合相談集計を分析し、地域課題の検討を実施する。 (2) 出前講座や民生委員との情報交換会、民児協地区定例会等で包括支援センターの総合相談窓口の機能を周知する。	＜総合相談受付＞ (1) 総合相談の対象実人員は369人(前年度365人) 相談延べ人数は2,083人(前年度1,962人) (2) 相談内容は2,694件。介護に関する事、医療に関する事、認知症に関する事が多い。 (3) 3職種を中心に全職員で相談援助にあたった。援助にあたる際は丁寧な聞き取りを行い、毎日のミーティングで相談者からの相談内容等の情報共有を行い、必要な支援について検討した。 (4) 民児協への挨拶や民生委員との情報交換会等で包括パンフレットを配布。相談者宅訪問時にパンフを配布するなどで周知。 (5) 民生委員との地域情報交換会(2回開催)	(1) 総合相談集計から東包括エリアで特徴的な課題というのを分析できなかった。「健康とくらしの調査」のデータを活用できなかった。 (2) 苦情受付がなかったことから丁寧な聞き取り、支援の提供ができた。 (3) 知人から包括のことを聞いたので、と言われることもあり相談窓口として地域に浸透している。	＜総合相談受付＞ (1) 受け付けた総合相談内容や「健康とくらしの調査」等のデータ、から住民が必要としている支援は何か、を探り、課題解決に結びつける。 (2) 民生委員との情報交換会、民児協地区定例会等で高齢者の総合相談窓口の機能を周知し、地域の支援者となつながりを持つ。
	＜高齢者虐待対応・消費者被害防止・成年後見制度の利用支援＞ (1) 高齢者虐待の疑いがある場合には関係機関と情報の共有を図り、迅速に対応する。 (2) 出前講座、民生委員との情報交換会で消費者被害防止のための取り組みを行う。 (3) 成年後見制度について高齢者、住民に周知を行う。	＜高齢者虐待対応・消費者被害防止・成年後見人制度の利用支援＞ (1) 高齢者虐待 前年度から継続4人 年度内終了1件(本人永眠のため) (2) 高齢者虐待のケース会議(年16回) (3) 成年後見制度申し立て支援1件 (4) 成年後見制度関係ケース会議(年4回) (5) 民児協、民生委員との情報交換会の際、消費者被害の啓発・成年後見制度の周知を行った。後見制度については前年度の分析でより具体的な内容を知りたいという要望が多いことがわかり、周知の方法を検討することにしてしたが新たな方法で周知できなかった。 (6) 消費者被害の相談はなし。	(1) 虐待ケースについては、行政と連携し迅速に対応した。 (2) 成年後見制度について相談窓口として包括を紹介しているが具体的内容についての周知(勉強会など)はできなかった。制度自体を十分に理解してもらうにはある程度の時間が必要であるが独居世帯、身寄りのない世帯の増加により今後も制度利用が増えると予想される。今後も周知は必要。	＜高齢者虐待対応・消費者被害防止・成年後見制度の利用支援＞ (1) 高齢者虐待の疑いがある場合には関係機関と情報の共有を図り、迅速に対応する。 (2) 出前講座、民生委員との情報交換会で消費者被害防止のための取り組みを行う。 (3) 成年後見制度の理解促進のために住民向けに説明する機会を作る。
	＜地域ケア会議＞ 介護支援専門員が抱える困難事例を専門職を交え検討することで、ケアマネジメント力の向上を図り、地域課題を明確にする。 ＜認知症の方を支援する体制づくり＞ (1) 認知症サポーター養成講座を開催する。 (2) 誰もが気軽に参加できる場を開催及び協力をする。 ＜障がい者支援機関との連携強化＞ (1) 高齢者・障がい者支援関連機関の会議に参加する。 (2) 障がい者支援機関との事例検討会を実施する。	＜地域ケア会議＞ (1) 困難型地域ケア会議(2回実施) ①精神疾患を抱えている人への支援 ②支援者不在の独居高齢者の最期を支えるための支援 (2) 介護予防のためのケア会議に事例を提出(4事例) (3) 小規模多機能施設のケアマネジャーの支援としてケース会議開催(2回) (4) 居宅介護支援事業所のケアマネジャーの後方支援として同行訪問2件 (5) 居宅介護支援事業所からの相談件数196件 ＜認知症の方を支援する体制づくり＞ (1) 認知症サポーター養成講座(2回実施) (2) 家族介護者交流事業、集いの場、認知症カフェー体型で会を開催(1回) ＜障がい者支援機関との連携強化＞ 障がい者支援機関と障がいの制度について学習会(1回実施) □	(1) 困難型ケア会議を通して地域の支援者と連携できる関係性が構築でき、支援方法を検討することで地域で支えていくための方法を検討できた。 (2) 介護予防のためのケア会議を通して包括職員自身のケアマネジメント力の向上が図れた。 (3) ケアマネジャーへの支援を行うことで地域のケアマネジメント力の向上が図れた。 (4) 認知症の方を地域で支えていくための場の定期開催が必要。そのため地域に向けて周知が必要。 (5) 障がい制度から介護保険制度への移行がスムーズに行えるように今後も障がい支援機関との連携が必要。	＜地域ケア会議＞ 介護支援専門員が抱える困難事例を専門職を交え検討することで、ケアマネジメント力の向上を図る。 ＜認知症の方を支援する体制づくり＞ (1) 認知症サポーター養成講座を開催する。 (2) 認知症カフェの開催。 (3) 認知症地域支援推進員(包括看護師)を主として認知症あんしんガイドを活用して認知症の理解促進になるように周知活動に取り組む。 ＜障がい者支援機関との連携＞ 情報共有の場を設ける。 ＜地域のケアマネジャーと連携＞ ケアマネジャーが抱えている事例に対して検討会を行う。必要に応じて同行訪問を行い、支援にあたる。
	＜介護予防ケアマネジメント＞ 自立支援を促し、介護保険利用から地域活動への移行を勧める。 ＜介護予防知識啓発＞ 出前講座を通じて介護予防に繋がる内容を提供する。	＜介護予防ケアマネジメント＞ 宅介護支援事業所への委託率は12.2%(前年度10.8%)。 本人、家族の現状を確認し、介護保険だけでなく、インフォーマルサービスの活用も念頭におき、自立した生活が送れるように支援を実施した。 ＜介護予防知識啓発＞ (1) 出前講座 9回実施(前年度7回実施) (2) 運動、栄養、口腔ケア、認知症予防、感染症予防、フレイル予防の内容で実施。 □	(1) 出前講座で地域の課題を発見することはなかったが繰り返し講座を行うことで参加住民との繋がりが構築できた。介護予防のために今後も講座を開催し、繰り返しの啓発が必要である。 (2) 介護保険利用から地域活動に移行する流れにはならなかった。	＜介護予防ケアマネジメント＞ (1) 介護予防ケアマネジメントマニュアルに沿ったケアマネジメントを行い、自立支援の観点から支援を行う。 (2) 居宅介護支援事業所に対して介護予防プランの作成指導を行う。 ＜介護予防知識啓発＞ (1) 出前講座を継続開催し、介護予防につながる内容を提供する。 (2) 集まる場が途絶えた地区(江道地区)、今まで関りが少なかった地区(赤倉地区)に対して啓発の機会を作る。
	＜介護者支援＞ 介護している家族や地域の住民を対象にした介護者教室を開催する。(年1回) ＜地域資源の活用＞ 地域の社会資源を活用し、介護相談会等を実施する。(年1回) ＜その他＞ 男性高齢者が参加できる教室を開催する。	＜介護者支援＞ 家族介護者交流事業、認知症カフェー体型で1回開催。 ＜地域資源の活用＞ 民間の薬局と合同相談会を予定していたが未開催。 ＜その他＞ 男性高齢者が参加できる教室(おとこしょの会)を1回開催。(内容：歩行測定、施設入居、後見人制度、介護予防について)	(1) 家族介護者交流事業のアンケート結果で介護について話せる場が欲しいというニーズがあることがわかった。おとこしょの会とも合わせて、介護している不安と共に自身の今後につて不安を感じている住民が多いこともわかり、今後もACPの啓発は必要である。 (2) 男性高齢者の社会参加への支援は今後も継続が必要。	＜介護者支援＞ 介護している家族や地域の住民を対象にした介護者教室を開催する。(年1回) ＜その他＞ 男性高齢者が参加できる教室を開催する。

十日町				中				地域包括支援センター				事業計画・実施状況・評価				地区名		川治		六箇		・		吉田		資料 NO		3 ③											
データ（情報源も記入） 地域ニーズとアセスメント（地域の強みも記入）																課題解決のための方策（方向性・方法） 優先順位別活動目標及び活動内容																							
高齢者の状況(R5. 12. 31現在)						介護認定者数(R5. 12. 31現在)						(1) 担当地区の共通健康課題として口腔機能低下者割合が他地区と比べるととても高い。 川治地区はフレイル予備軍が市内で一番高く、吉田地区は認知機能低下者や低栄養割合者、１年間の転倒あり割合が高くなっている。 (2) この背景としては川治地区は歯磨きをしない者の割合が高いこと、吉田地区は歯の痛みを持つ者の割合が高いが歯科治療ができていないためと推測される。低栄養については食生活に問題がある人が多く、認知機能については社会参加の割合が低いこと、転倒については徒歩圏内に坂や段差など歩行の支障になる箇所が多いためと考える。 (3) どの地区も振興会組織は充実。吉田地区は地区社会福祉会の活動や地域支援員を中心として地区内の繋がりを作るために積極的に活動している。																											
包括人口			9,646						64歳以下													65～74歳			75歳以上														
65歳以上(高齢化率)			3,796			39.35%			要支援 1													3			11			92											
			65～74歳			1,654			17.15%													要支援 2			-			10			108								
			75～84歳			1,338			13.87%													要介護 1			1			10			124								
			85歳以上			804			8.34%													要介護 2			2			13			113								
地区名		川治		六箇		吉田		要介護 3			1											5			85														
地区人口		7,059		421		2,166		要介護 4			1											7			80														
65歳以上人口		2,624		209		963		要介護 5			1											4			51														
高齢化率		37.17%		49.64%		44.46%		計			9人											60人			653人														
介護予防支援等の状況(R5年度延べ件数)						高齢者人口に対する認定率																3.63%						30.49%											
						包括																委託						65歳以上の認定者数						713人					
介護予防支援						1,057																124						65歳以上人口に対する認定率						18.78%					
介護予防ケアマネジメント						711																70																	
計						1,768																194						総合事業対象者数(R5. 12. 31現在)						0人					
																<課題解決のための方策> (1) 健康調査の結果から当地域は要介護リスクの高い地区である。フレイル予防、介護予防に重点を置いて啓発を行う。 (2) 川治地区は地区内の繋がりが希薄であり、困った時に助けを求める事が難しい。住民同士の繋がりを、社会参加を目的として第２層協議体の設置、更に地域住民助け合い組織の設立に向けて地区振興会に働き掛けを行う。 <優先順位別活動目標及び活動内容> (1) 地区内高齢者の口腔機能改善を目標としフレイル予防、口腔、栄養を中心に介護予防出前講座を開催する。 (2) 住民同士の助け合い組織の設立を目標とし、地区振興会と連携し地域課題の共有し話し合いを行い、第２層協議体の設置に向けて活動を進めて行く。																							

	R5年度 事業計画	実施状況	評価	R6年度計画
総合相談支援事業	<総合相談> (1) 総合相談集計と健康調査等をもとに地域の傾向や地域課題を把握し、対応策を事業計画に反映させる。 (2) 要支援認定を受けているサービス未利用者の実態把握を行なう。 (3) 通いの場に積極的に出向き、支援を必要とする高齢者を把握する。 (4) 民生委員懇談会からの情報をもとに支援を必要とする高齢者の把握・対応を行なう。	<総合相談> (1) 相談内訳については、地区別で川治・六箇地区が69%、吉田地区が29.7%。新規相談者数は145人(前年151人)と減少。うち独居36人、高齢者世帯34人、8050世帯(高齢の親と子)が9人と半数以上を占める。そのうち127人が後期高齢者で87.6%を占める。認知症の方が40人で全体の27.6%(前年26.5%)と微増。 新規相談のうち要介護認定申請を行った方102人で結果は要支援1が21人、要支援2が24人。要介護1が25人、要介護2が16人と軽度認定者が86%を占め、原因疾患は認知症、骨関節疾患、癌、脳血管疾患の順となっている。 (2) 未利用要支援者については把握できた人のみ電話にて意向確認を行った。 (3) 通いの場から1人相談があり介護サービスに繋がった。 (4) 民生委員からの情報をもとに高齢者を訪問し実態把握・対応を行い、介護サービス利用に繋がった方は4人で全て独居高齢者。対応結果をフィードバックし情報共有している。	(1) 総合相談件数については新規相談者数、実人数、延べ人数共に減少傾向だが独居者が増加し対応に掛かる時間が増加。高齢と障害の多問題など複合的な課題を持つ相談も増加傾向であり今後も多職種連携が必要。 (2) 未利用者要支援者の把握方法が課題。市担当課と把握方法を検討し実態把握を行い適切な支援に繋げる。 (3) 通いの場への参加者に働き掛けて身近の支援の必要な高齢者の情報発信してもらう。 (4) 民生委員との連携を深め、支援を必要とする人の早期発見・対応に繋げていく。	<総合相談> (1) 総合相談集計や健康調査等の結果をもとに地域の傾向や地域課題を把握し、具体的な対応策を事業計画に反映させる。 (2) 要支援認定を受けているサービス未利用者の実態把握を行なう。 (3) 通いの場に積極的に出向き、支援を必要とする高齢者を把握する。 (4) 民生委員懇談会からの情報をもとに支援を必要とする高齢者の把握・対応を行なう。
権利擁護事業	<高齢者虐待の防止及び対応・高齢者消費被害防止及び対応・成年後見制度の利用支援> (1) 高齢者虐待防止マニュアルに則って対応する。 (2) 高齢者虐待や多様化する消費者被害に関する情報を把握し、介護予防出前講座や民生委員定例会等での啓発、消費者センターと連携を行う。	<高齢者虐待の防止及び対応・高齢者消費被害防止及び対応・成年後見制度の利用支援> (1) 高齢者虐待・・・新規(年度内終結)1件 身体・心理・経済的虐待の複合 (2) 消費者被害相談・・・0件 県消費者協会発行の情報紙を民生委員、介護支援専門員、小多機事業所、訪問介護事業所へ情報提供。 (3) 成年後見制度申立支援・・・0件(相談のみ1件)	(1) 介護支援専門員からの通報による対応が1件。引き続き介護支援専門員、サービス事業所に対する働きかけが必要である。 (2) 消費者被害の相談も無いが、消費者センターと情報共有を図り、啓発に取り組んで行く。 (3) 成年後見制度についても地域住民等への啓発に努めて行く。	<高齢者虐待の防止及び対応・高齢者消費被害防止及び対応・成年後見制度の利用支援> (1) 高齢者虐待防止マニュアルに則って対応する。 (2) 高齢者虐待や多様化する消費者被害に関する情報を把握し、消費者センターと連携し介護予防出前講座や民生委員定例会等での啓発を行う。
ケアマネジメント・継続的事业	<地域ケア会議> 困難型地域ケア会議(年2回以上)開催。 <介護支援専門員同士の連携> (1) 居宅包括小多機合同事例検討会(年2回) (2) 中包括地域連絡会(2回) <認知症の方を支援する体制づくり> (1) 認知症サポーター養成講座(3回以上) ※担当地区内の小・中学校で開催する。 (2) 認知症カフェの開催(年1回以上) <地域包括支援ネットワーク構築> (1) 民生委員懇談会の開催 (2) 担当地区内の事業所との連携を図り、地域包括支援ネットワークを構築する。	<地域ケア会議> 困難事例型地域ケア会議 2回 ①「アルコールが止められない独居男性支援の事例」 ②「多くの猫と暮らす認知症の症状が進行したAさんと思い介護を担っている長女への支援の事例」 <介護支援専門員同士の連携> (1) 居宅包括小多機合同事例検討会 2回(2事例) ①「疾病(アルコール依存症)を抱える息子と二人暮らしで経済的困窮もあるAさんの事例」 ②「夫婦共に認知症があり日常生活に支障が出ているが、自覚がないため支援介入困難な夫婦世帯を支える方法を考える」 (2) 中包括地域連絡会2回 「民生委員名簿・社会資源マップの紹介」 <認知症の方を支援する体制づくり> (1) 認知症サポーター養成講座 5回 認知症サポーター養成数 131名 (2) 認知症カフェ・・・未開催 <地域包括支援ネットワーク構築> (1) 民生委員懇談会・・・未実施 (2) 管内介護事業所との連携 ①複合型介護施設よしだ運営推進会議 ②とこしえりあん・ゆいテラスやまや運営推進会議 ③特養まほろばの里川治入所判定会参加	(1) 当地域はアルコール問題を抱える方が多く大きな地域課題である。アルコール依存症になる前に適切なタイミングで介入することが大切だということ、困り感のない本人を治療に繋げるか本人に自覚させるためにできる事が何かを共有できた。 (2) 多頭飼育の家庭は動物愛護センターの協力のもと、家族の理解も得て捕獲に成功できた。家族ができないことを責めるのではなく、努力を労い信頼関係を築く事の大切さを共有できた。 (3) 写真付の民生委員名簿を作成し居宅介護支援事業所等に配布することで民生委員とケアマネが連携し易くなることを期待、社会資源マップを有効に活用し利用者支援に活かしてほしい。 (4) 認知症サポーター養成講座は全て依頼を受けての開催であり、今後は計画的に開催する。 (5) 民生委員懇談会は準備不足のため開催できなかった。	<地域ケア会議> (1) 困難型地域ケア会議(年2回以上)開催。 <介護支援専門員同士の連携> (1) 居宅包括小多機合同事例検討会(年2回) (2) 中包括地域連絡会(2回) <認知症の方を支援する体制づくり> (1) 認知症サポーター養成講座(3回以上) ※担当地区内の小・中学校で開催する。 (2) 認知症カフェの開催(年1回以上) <地域包括支援ネットワーク構築> (1) 民生委員懇談会の開催 (2) 担当地区内の事業所との連携を図り、地域包括支援ネットワークを構築する。
ケアマネ介護予防事業	<介護予防ケアマネジメント> (1) 適切なケアマネジメントを行い、利用者の尊厳の保持、自立支援を意識したケアマネジメントを行う。 (2) 介護予防のための地域ケア会議に事例提供すると共に、会議に見学参加しケアマネジメントの質の向上を図る。 (3) 要支援から要介護への移行率を15%以内に抑える。 <介護予防の知識啓発と環境づくり> 介護予防出前講座を10回以上開催する。	<介護予防ケアマネジメント> (1) 年間の新規サービス利用者数は委託も含め60人(前年59人)と微増。年間給付管理件数も前年比96.2%と減少。委託は前年比71.6%と大幅に減少。 手すりや歩行器といった福祉用具を利用者の生活向上や自立支援の視点を意識してケアプラン作成を行った。福祉用具の位置づけは全体の54.5%と僅かに減少。 (2) 介護予防型地域ケア個別会議に4事例を提供。各専門職から助言を頂き、ケアプランに反映させた。 (3) 要支援から要介護認定に移行した方35人で移行率15.2%(前年39人 移行率17.2%)と概ね達成。 <介護予防の知識啓発と環境づくり> 介護予防出前講座 9回 98人が参加	(1) R5年度は職員の退職、委託事業所の人員減による委託返還があり委託件数の減少がそのまま年間給付管理件数の減少に繋がっており、委託利用者の増加が今後の課題である。 (2) 要介護から要支援に移行した方が6人であり多くの利用者が現在の認定を維持できている。 (3) 介護予防出前講座は計画回数には満たなかったが、フレイル予防に重点を置いて、各講師と相談をしながら実施できた。	<介護予防ケアマネジメント> (1) 利用者の尊厳保持、自立支援を意識したケアマネジメントを行う。 (2) 介護予防のための地域ケア会議に事例提供すると共に、会議に見学参加しケアマネジメントの質の向上を図る。 (3) 要支援から要介護への移行率を15%以内に抑える。 <介護予防の知識啓発と環境づくり> 介護予防出前講座を10回以上開催する。
その他	<包括の周知・啓発活動充実> (1) 中包括だよりの発行(年2回) (2) 高山かわら版への寄稿 (3) 地域サロンや老人クラブに出向き、活動を把握市介護予防出前講座等の啓発活動に繋げる。 <職員の資質向上> (1) 定例部内会議(月2回)の継続 (2) OJT研修への参加	<包括の周知・啓発活動充実> (1) 中包括だよりの発行(年2回) (2) 高山かわら版への寄稿(年4回) (3) コロナ禍以降は各地域サロン、老人クラブ共に活動は縮小化しており参集機会が減少している。 HGS創英角ポップ体 (1) 定例部内会議(月2回)の継続 (2) OJT研修への参加・ジョブメドレー研修	(1) 中包括独自の取組で地域に向けた情報発信ができた。今年度はコロナ5類移行の対応や高齢者の運転問題というタイムリーな内容を伝えることができた。 (2) OJT研修のほか今年度法人で導入したジョブメドレーを各自で動画を視聴し自己研鑽に努めた。	<包括の周知・啓発活動充実> (1) 中包括だよりの発行(年2回) (2) 高山かわら版への寄稿 (3) 地域サロンや老人クラブに出向き、活動を把握市介護予防出前講座等の啓発活動に繋げる。 <職員の資質向上> (1) 定例部内会議(月2回)の継続 (2) OJT研修への参加・ジョブメドレー研修

データ（情報源も記入） 地域ニーズとアセスメント（地域の強みも記入）						課題解決のための方策（方向性・方法） 優先順位別活動目標及び活動内容				
高齢者の状況(R5. 12. 31現在)			介護認定者数(R5. 12. 31現在)			<高齢者の状況・背景> (1)高齢化率は年々増加(前年比0.7ポイント増)し、65歳以上人口に対する認定率は減少傾向(前年比0.86ポイント減)にある。 (2)高齢者への健康調査(2022年)によると、友人知人と会う頻度が高い(月1回以上)者の割合が高い一方で、通いの場参加者割合、情緒的(心配事や愚痴、看護や世話)サポートの提供・受領者割合が低い傾向がみられた。 (3)3年前調査と変わらずフレイルあり割合、低栄養者割合、認知症リスク者割合、うつ割合、IADL(買い物や掃除、金銭管理、料理、移動等)低下者割合が高い傾向がみられた。 <地域の特徴・課題> (1)独居者・孤食者割合が比較的低く、商店・施設・移動販売が徒歩圏内にある者や収入のある仕事への参加者(月1回以上)割合が高い地域である。 (2)訪問介護事業所の休止予定や支援員・ボランティア登録の不足等により、希望するサービス等の利用に制限が出てきている。 (3)家族介護者同士の交流や介護方法、サービスの利用方法などの相談や助言を得る機会や場がない。				
包括人口		9,243		64歳以下	65-74歳			75歳以上		
65歳以上(高齢化率)		3,852	41.67%	要支援1	1			13	78	
		65~74歳	1,775	19.20%	要支援2			3	7	90
		75~84歳	1,196	12.94%	要介護1			1	8	101
		85歳以上	881	9.53%	要介護2			5	10	107
地区名		水沢	中里	要介護3	-			15	119	
地区人口		4,717	4,526	要介護4	1			5	136	
65歳以上人口		1,921	1,931	要介護5	-			6	66	
高齢化率		40.73%	42.66%	計	11人			64人	697人	
介護予防支援等の状況(R5年度延べ件数)			高齢者人口に対する認定率			3.61%	33.56%			
			65歳以上の認定者数			761人				
			65歳以上人口に対する認定率			19.76%				
介護予防支援			包括	委託						
介護予防ケアマネジメント			964	191						
計			672	108						
			1,636	299	総合事業対象者数(R5. 12. 31現在) 6人					

	R5年度 事業計画	実施状況	評価	R6年度計画
総合相談支援事業	<総合相談> (1)高齢者に関する様々な相談について、3職種等が連携し丁寧に関き取り対応する。 (2)総合相談集計と健康調査等をもとに傾向や地域資源・課題等を把握し、課題解決に向けて計画的に取り組む。 <地域包括支援ネットワーク構築、実態把握> (1)振興会や地域懇談会、民生委員定例会(各地区2回以上)への参加。 (2)ホームページで活動内容を発信(隔月)。	<総合相談> (1)総合相談の対象実人数は359人(前年比90%)。相談延べ人員は1,593人(前年比67.8%)。相談内容は多い順に介護、医療、認知症、介護予防・生活支援サービスに関すること。相談者は本人、家族や親族、行政機関。地域住民や民生委員からの相談は約2%を維持。相談方法は電話、訪問、来所で、いずれも前年並みの傾向であった。 (2)新規相談者の傾向として、 ①相談者は多い順に家族、行政、医療機関。自立相談者の相談後の介護認定結果は要介護30%、要支援29%、自立23%(前年比7ポイント減)で、自立の割合が減少している。 ②男女共に後期高齢者から介護保険申請件数が増加し、男性は75～79歳、女性は90歳以上が多い。女性は加齢と共に申請件数が増加する一方、男性は70歳を過ぎると横ばいの傾向がみられた。単身又は高齢者世帯、高齢者と独身の子の世帯からの相談は62%(前年比9ポイント増)で年々増加している。 <地域包括支援ネットワーク構築、実態把握> (1)地域懇談会(縮小)、民生委員定例会(水沢地区2回、中里地区2回)。一人暮らし高齢者の集い1回。 (2)ホームページ上に活動内容を随時発信した(19回、前年比158%)。 (3)高齢化集落に関するヒヤリングへの参加、情報交換2回。	(1)総合相談の対象実人数は微減した。相談延べ人員の減少は集計方法の見直しによるもの。複合的に課題を抱えている世帯や単身又は高齢者世帯、高齢者と独身の子の世帯からの相談は増加傾向。今後多職種連携し対応する必要がある。 (2)新規相談者は対象者の家族が多いことから、全世代に向けたセンターの役割周知が今後必要である。 (3)新規相談者の男性については、70歳を過ぎると介護保険申請件数が横ばいの傾向がみられたことから、今後更に分析し、男性を対象とした介護予防の取り組みについて検討していく必要がある。 (4)高齢化集落を中心に情報交換、課題の把握に努めた。地域住民や関係機関との情報交換及び連携強化により、地域の実情に合ったニーズに対応する支え合いやサービス提供体制づくりの展開について検討していく必要がある。	<総合相談> (1)高齢者に関する様々な相談について、3職種等が連携し丁寧に関き取り対応する。 (2)総合相談集計と健康調査等をもとに傾向や地域資源・課題等を把握し、課題解決に向けて計画的に取り組む。 <地域包括支援ネットワーク構築、実態把握> (1)民生委員定例会(各地区2回以上)への参加。 (2)地域住民や関係機関との情報交換及び連携強化。
権利擁護事業	<高齢者虐待・消費者被害防止及び対応、成年後見制度利用等の支援> (1)高齢者虐待防止対応マニュアルに則って対応する。 (2)高齢者虐待や多様化する消費者被害に関する情報を把握し、介護予防出前講座や民生委員定例会等での啓発、消費者センターとの連携を行う。	<高齢者虐待・消費者被害防止及び対応、成年後見制度利用等の支援> (1)高齢者虐待 新規1件(施設への分離支援)。 (2)高齢者虐待の疑い事例6件(前年比50%)。支援者会議等を開催し、処遇困難ケースとして介護支援専門員等の後方支援で対応した。 (3)成年後見申し立て支援0件。 (4)成年後見制度・高齢者虐待・消費者被害に関する啓発。 民生委員定例会2回、介護予防出前講座10回、健康セミナーにてチラシの配布、情報提供や意見交換を実施。	(1)高齢者虐待防止対応マニュアルに則って適切に対応できた。 (2)高齢者虐待に関する相談があった際、職種に関わらず事実確認を適切に行えるよう研修を通して必要なスキルを身に付けていく必要がある。 (3)高齢者虐待の早期発見・再発予防には関係支援者や民生委員、地域住民等との連携、見守り、支援が引き続き必要である。	<高齢者虐待・消費者被害防止及び対応、成年後見制度利用等の支援> (1)高齢者虐待防止対応マニュアルに則って対応する。 (2)高齢者虐待や多様化する消費者被害に関する情報を把握し、介護予防出前講座や民生委員定例会等での啓発、消費者センターとの連携を行う。
ケア包括的・継続的事业	<地域ケア会議> 困難事例型地域ケア会議を開催(年2回以上)し、地域課題の抽出と介護支援専門員のスキルアップを図る。 <介護支援専門員同士の連携・個別ケアマネジメント支援> ケアマネ連絡会の開催(年2回)。 <障がい者支援機関との連携強化> (1)高齢・障がい支援機関連絡会の参加(年1回)。 (2)相談支援事業所と連携し、高齢障がい者の介護保険へのスムーズな移行を支援する。	<地域ケア会議> 困難事例型地域ケア会議の開催1回。 テーマ「統合失調症を患いながら人工透析を行う独居高齢者の自宅での生活継続につなげた支援」 <介護支援専門員同士の連携・個別ケアマネジメント支援> (1)ケアマネ連絡会の開催2回。 学習会「家族介護者の仕事と介護の両立支援について」、事例検討会「施設入所に至る本人の意思決定支援について」を開催した。 (2)民生委員や地域の事業所、住民等との連携。 民生委員定例会4回、地域密着型サービス事業所運営推進会議(2事業所 計7回)への参加。 <障がい者支援機関との連携強化> (1)高齢・障がい支援機関連絡会0回。 (2)法人内相談支援事業所(障がい・高齢)で研修会開催1回。 (3)障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行手続きに関するフロー図の再確認。	(1)地域ケア会議から出た地域課題 ①公共交通機関を用いて中里地区から人工透析に通うことができているが、本人の歩行能力、公共交通機関の利用方法の理解力、公共交通機関までのアクセスなどの条件が満たせないケースにおいての支援に課題が見えた。 ②地域資源を把握し、個別の状況に合わせた資源の活用方法の検討、継続するための工夫・調整が必要なことを確認した。 (2)両立支援制度を理解し、データに基づいた介護離職のメリットデメリット、介護休暇は介護者が介護に専念するための時間ではなく、体制づくり(仕事と介護の両立)の準備期間であることを学び、今後の業務に役立てる機会となった。今後も介護支援専門員のニーズや課題に基づく内容を企画していく必要がある。	<地域ケア会議> 困難事例型地域ケア会議を開催(年2回以上)し、地域課題の抽出と介護支援専門員のスキルアップを図る。 <介護支援専門員同士の連携・個別ケアマネジメント支援> ケアマネ連絡会の開催(年2回)。 <障がい者支援機関との連携強化> 相談支援事業所と連携し、高齢障がい者の介護保険へのスムーズな移行を支援する。
ケアマネ介護予防事業	<介護予防ケアマネジメント> (1)ケアプランが自立支援に向けた目標の設定、介護保険外のサービス活用が可能か確認する。 (2)介護予防ケアマネジメントマニュアルに則ったケアマネジメントの実施。 (3)ケースファイルの適正な管理・保存。「米ねっと」の活用。 (4)介護予防型地域ケア個別会議に事例提供(年1回以上)。見学者としても参加し、伝達研修をする。 <介護予防・認知症に関する知識啓発と環境づくり> (1)介護予防出前講座の開催15回。 (2)フレイルの定義の周知とその予防に関する啓発。	<介護予防ケアマネジメント> (1)給付管理件数は1,935件(前年比94.7%)で微減傾向。 (2)3職種(主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士)の適正な給付管理に努め、居宅介護支援事業所への委託管理をすすめた。委託率は15.5%(前年比123%)で増加。 (3)「米ねっと」のTeam連携新規申請数は14件(前年比100%)で、入退院をきっかけに申請する傾向がある。 (4)介護予防型地域ケア個別会議事例提供(4件)。見学者でも参加した。 <介護予防に関する知識啓発と環境づくり> (1)利用者満足度調査の実施(回収率78%)。 (2)介護予防出前講座の開催10回(前年比166%)。参加者114人(前年比180%)。 ①出前講座の内容は市の健康課題とフレイル予防(口腔ケア・栄養改善)、熱中症予防について周知、指導を行った。 ②参加者は前期高齢者33人、後期高齢者81人。男性37人、女性77人。前期高齢者と男性の参加は例年少ない傾向である。 (3)認知症初期集中支援チームの活用(前年度からの継続1件)。サービス利用の継続を確認し、年度内で終結した。 (4)高齢者の健康福祉出張相談会(3回) 水沢地区(1回)、中里地区(2回) (5)認知症地域推進員が中心となり、「認知症ガイド」を更新。	(1)介護予防出前講座では開催数、参加者共にR4年度を上回った。今後は社協や地域の通いの場等とも連携し、これまで開催していなかった地域でも開催し、認知症予防とフレイル予防について啓発をする必要がある。また、前期高齢者や男性へのはたらきかけについては、事例の内容を更に分析し、地域の実情に合った取り組みを検討していく必要がある。 (2)「健康福祉出張相談会」では支援が必要な人の早期発見、身近な場所で相談できる機会の提供、センターの役割周知等だけでなく、介護予防に関する啓発にもつながることが期待できるため、今後も開催場所、方法等を検討しながら継続した取り組みが必要である。 (3)認知症になっても安心して地域で生活していけるよう「認知症ガイド」を積極的に活用していく。	<介護予防ケアマネジメント> (1)ケアプランが自立支援に向けた目標の設定、介護保険外のサービス活用が可能か確認する。 (2)介護予防ケアマネジメントマニュアルに則ったケアマネジメントの実施。 (3)ケースファイルの適正な管理・保存。「米ねっと」の活用。 (4)介護予防型地域ケア会議に事例提供し、伝達研修をする。 <介護予防・認知症に関する知識啓発と環境づくり> (1)介護予防出前講座(18回)、出張相談会の開催。 (2)認知症ガイドの普及啓発、活用。
その他	<介護者・当事者支援> (1)健康セミナー(70歳対象、2回)の開催。 (2)らいふノートセミナー1回 (3)介護保険制度に関する学習会1回 <認知症に関する知識啓発と体制づくり> 認知症サポーター養成講座の開催5回以上。	<介護者・当事者支援> (1)健康セミナーの開催(70歳対象に2回)。参加者12人。 中里支所との共催。介護予防の意識付けとして体力測定・運動、認知症予防の講座を開催。 (2)らいふノートセミナー1回。参加者8人(前年比200%)。 中里支所との共催。らいふノート(エンディングノート)の目的・書き方、介護予防・健康づくりに関する講座を開催。 (3)介護保険制度に関する学習会1回。参加者20人。 <認知症に関する知識啓発と体制づくり> 認知症サポーター養成講座の開催 6回。 保育園3回、小学校1回、中学校1回、ボランティア団体1回	(1)「健康セミナー」と「らいふノートセミナー」については参加者が低迷している。今年度は内容を見直し、効果的な開催方法等について支所と検討していく必要がある。 (2)家族介護者から認知症や介護に関する教室や交流の場の要望があり、効果的な開催の在り方について検討し、開催していく必要がある。 (3)「認知症サポーター養成講座」を幅広い年代、属性を対象に開催し、認知症の理解、地域での支え合いづくりにつなげる。	<介護者・当事者支援> (1)家族介護教室・介護者交流事業の開催1回。 (2)介護保険制度に関する学習会の開催2回。 <認知症に関する知識啓発と体制づくり> 認知症サポーター養成講座の開催5回以上。

データ（情報源も記入） 地域ニーズとアセスメント（地域の強みも記入）										課題解決のための方策（方向性・方法） 優先順位別活動目標及び活動内容															
高齢者の状況 (R5. 12. 31現在)					介護認定者数 (R5. 12. 31現在)					(1)人口は市内で1番少なく、高齢化率は最も高い。近年、若い世帯が移住する集落もある。 (2)65歳以上人口に対する認定率は23.56%と市内で最も高く、認定者数のうち76.56%(昨年より-4.85%)が要介護と認定されている。R5年度の新規認定者の割合は、要支援者が高くなった。 (3)飲酒・金銭問題、高齢者虐待、身寄りや終活など、複雑な相談が年々増えている(総合相談集計・地域事例検討会より)。物忘れが多い、趣味の活動やスポーツの会に取り組む割合が少ない(健康とくらしの調査2022より)。 (4)買い物に不便な地域。公共交通機関の減少や移動販売車の範囲の縮小がある。しかし、独自に買い物支援を行う集落もある(日々の活動)。 (5)移動手段に限られる。高齢者ドライバーが多い。松之山地区は福祉有償運送サービスをNP0法人松之山いきいき隊が実施している。															
包括人口		4,248				64歳以下		65～74歳												75歳以上					
65歳以上(高齢化率)		2,245		52.85%		要支援1		1												8		37			
		65～74歳		876		20.62%		要支援2												1		4		75	
		75～84歳		721		16.97%		要介護1												-		6		85	
		85歳以上		648		15.25%		要介護2		-		6		96											
地区名		松代		松之山				要介護3		1		8		98											
地区人口		2,617		1,631				要介護4		1		3		61											
65歳以上人口		1,330		915				要介護5		2		3		39											
高齢化率		50.82%		56.10%				計		6人		38人		491人											
介護予防支援等の状況 (R5年度延べ件数)					高齢者人口に対する認定率					4.34%					35.87%										
					包括					委託					65歳以上の認定者数					529人					
介護予防支援					684					40					65歳以上人口に対する認定率					23.56%					
介護予防マネジメント					394					7															
計					1,078					47					総合事業対象者数 (R5. 12. 31現在)					0人					

	R5年度 事業計画	実施状況	評価	R6年度計画
総合相談支援事業	<総合相談> (1)総合相談集計からの分析を継続し、高齢者や地域の課題特色を把握し、包括の各事業に繋げる。 (2)民生委員を対象に介護予防出前講座を開催する。 気軽に相談が受けられるよう、西包括独自のチラシを作成、配布する。	<総合相談> (1)総合相談集計結果から全相談者数は1,073人と年々増えている(前年+12%)。例年介護に関する相談が最も多いが、特に認知症の相談が年々増えており、医療や介護申請等の支援に繋がっている。また、件数は少ないが高齢者虐待、成年後見関係、その他(家族の問題、居住関係、自死等)の相談が増えており、困難事例として継続的な支援が必要になっている。 (2)4月の民生委員地区定例会にて包括の各事業と介護予防、早めの介護予防の大切さについて周知した。民生委員からの個別の相談は11件あり対応した。松代地域民生委員へ介護予防出前講座と認知症サポーター養成講座を実施した。 西包括独自にチラシの作成はできなかった。	(1)相談件数の増加は、包括の認知度が少しずつ地域に浸透してきていると考える。民生委員のみでなく、地域住民が気軽に相談が受けやすいように、訪問や地域での活動の際に周知をしていく必要がある。 (2)相談内容の分析から包括の活動目標として認知症予防への取り組み(サポーター養成講座)介護予防事業(介護予防出前講座)を挙げることができた。権利擁護の相談やその他の困難な相談に対して今後対応策を検討する必要がある。	<総合相談> (1)総合相談集計の詳細な分析を月毎に実施する。相談件数や内容を介護予防事業や事例検討会の実績と合わせ分析・評価をする。 (2)高齢者の相談窓口の啓発・周知の継続。 西包括独自のチラシを作成し、地域住民や各関係機関に配布する。 (3)包括職員のスキルアップ ①困難事例の相談や対応が誰でもできるように職員間の情報共有や記録の管理、自己研修を図る。 ②係内会議の充実(週1回)。
権利擁護事業	<高齢者虐待> (1)早めの気づき、連携が行えるよう各サービス事業所に周知すると共に高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って対応を行う。 <成年後見> (1)消費者被害防止については出前講座や介護者の集い等で周知し、地域住民へ啓発をする。 (2)支援を必要とする高齢者が地域で孤立しないように終活や制度利用について相談に応じ、関係機関との連携を図る。	<高齢者虐待> (1)松代、松之山地区の民児協定例会にて高齢者虐待の早期発見と消費者被害の防止・啓発を行った。 (2)高齢者虐待 継続2件、新規1件(終結1件)。新規は居宅介護支援事業所からの相談。 (3)高齢者虐待疑い2件 包括的・継続的ケアマネジメント支援にて対応中。 R6.3月高齢者虐待対応研修会の実施 参加者23人 <成年後見> (1)成年後見制度申立て支援(親族申し立て) 2件 (2)死後事務委任契約、財産管理契約等の相談 1件 (3)遺言書作成に関する相談 2件 (4)消費者被害の相談 1件	(1)虐待の早期発見のポイントの振り返りや研修会を行ったことで、居宅介護支援事業所等より虐待に対する知識や早期対応方法について学んでもらうことができた。 (2)年々、身寄りがなく金銭管理や家屋の処分等の終活に関する相談が増えている。成年後見制度や死後事務委任契約など関係機関と連携を図りながら支援する必要がある。	<高齢者虐待> 早めの気づき、連携が行えるよう各サービス事業所に周知する。虐待の通報があった場合は包括内で検討し、高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って関係機関と共に迅速な対応を行う。 <成年後見> 支援を必要とする高齢者が地域で孤立しないよう終活や制度利用に向けて随時相談対応をする。 <消費者被害> 訪問販売等の消費者被害防止について出前講座や介護者の集い等で周知・啓発をする。
ケアマネジメント継続的事业	<地域ケア会議> 困難事例解決型地域ケア会議を必要時開催できるようにし、課題解決に向けて行政や各関係機関と検討を行っていく(3回)。 <地域関係者との連携・情報共有> 松代・松之山事例検討会、松代病院連絡会では関係機関と連携し、検討を行うことで課題に対し、解決策を見い出していく。 <認知症の方の支援・体制づくり> 学校の他、民生委員対象に認知症サポーター養成講座を実施していく(3回)。	<地域ケア会議> (1)困難事例解決型地域ケア会議2回 テーマ「支援を振り返ってみて、よりよい対応が他になかったか」、「身寄りがいない金銭管理ができなく、独居で虚弱な71歳女性への支援をどうするか」 <地域関係者との連携・情報共有> (1)西包括エリア他事業所合同事例検討会1回 テーマ「家が好きな要介護障がい高齢者の今後の支援について」 (2)松代・松之山事例検討会(毎月) (3)松代病院連絡会(毎月) (4)西包括エリア居宅、包括、通所サービス事業所連携会議1回 (5)松代・松之山民生委員児童委員定例会4回 <認知症の方の支援・体制づくり> (1)認知症サポーター養成講座2回 松代中学校1年生、松代民生委員 (2)松代中学校2年生を対象に高齢者疑似体験と認知症サポーターフォローアップ講座を実施。	(1)地域ケア会議は終結ケースの振り返りを行ったことで、気付かなかった課題抽出、対応策の助言を受け、担当ケアマネの心の引っかかりが解消できた。その後、同じ境遇の利用者支援に活かすことにも繋がった。 (2)西包括エリア他事業所合同事例検討会では今後の方向性として成年後見制度利用に向けて検討が行えた。 (3)困難ケースは、困難事例解決型地域ケア会議や松代病院連絡会につなげ、課題を共有し包括的な支援に結びつけた。 (4)老健施設閉鎖による通所サービスの円滑な移行が行えるよう、市の介護保険係の仲介を受け、上手く相談をまとめることができた。 (5)サポーター養成講座受講後の活動する場が現段階で不明。今年度初の試みとして、昨年受講した中学2年生にフォローアップ講座を実施し、認知症への理解や対応についてより意識が深まり効果的だった。民生委員からも、子どもの頃から認知症への早期理解が大切との意見もあり、今後は学童や幼児などへの事業展開も視野にいていく必要がある。	<地域ケア会議> 困難事例解決型地域ケア会議を必要時開催できるようにし、課題解決に向けて行政や各関係機関と検討を行っていく(3回)。 <地域関係者との連携・情報共有> 精神疾患や認知症、経済的な理由、訪問拒否等によりサービスにつながらないケースなどに早期介入できるように、進捗状況を事例検討会で共有し、重度化や虐待の未然防止を図るとともに切れ目のない支援体制を構築する(月1回)。 <認知症の方の支援・体制づくり> (1)認知症サポーター養成講座3回 【実施対象】 ①松代中学1年生 ②十日町高校松之山分校3年生 ③松之山地域民生委員 (2)認知症サポーターフォローアップ講座 【実施対象】 松代中学2年生 (3)認知症について知識・啓発 認知症あんしんガイドブックを利用した相談・健康教育の実施
ケアマネジメント事業	<介護予防マネジメント> (1)民生委員や地域住民、関係機関にも働きかけ、早めの介護申請に結び付け、軽度申請者の割合を増やしていく。 (2)介護予防型地域ケア会議での学びや助言内容をケアマネジメント業務に活かしていく。 <介護予防知識啓発> 介護予防出前講座は地区担当保健師、社協地域福祉係と連携し、活動の場が少ないエリアを優先に介入していく。早期の介護予防、介護申請につなげる観点から民生委員を対象としても介入していく(26回)。	<介護予防ケアマネジメント> (1)総給付管理件数は1,124件(前年比121.4%) 新規申請者は111人(前年比137%)と増加し、要支援者(55%)の割合が要介護者(45%)より多くなったことで、給付件数(前年比介護予防支援106%、介護予防マネジメント166%)が増加した。 (2)介護予防型地域ケア会議への事例提供4事例 <介護予防知識啓発> (1)介護予防出前講座(26回実施) 277人参加 【内容】フレイル予防の知識・啓発 ①運動 4回 ②栄養 3回 ③口腔ケア 5回 ④包括 6回 ⑤包括 + 支所保健師 8回 *今年度はサロン以外での地区で支所保健師と共催で出前講座を実施した。	(1)新規相談件数が増えたことで、新規申請者、要支援者の割合も増えた。要因は行政からの相談や通所介護のパワーリハ利用者が増えたことが考えられる。 (2)介護予防出前講座参加者のアンケート結果から、フレイル予防についての理解や実践が9割を占めていた。また、地域で集まることの大切さを感じていることもわかり、出前講座の開催は地域の活動にも浸透しており、今後も続けていく必要がある。また、サロンの活動がない集落等を対象に支所保健師と共催したことで、集落の状況がわかり、新たな立ち上げにも繋げることができた。引き続き支所保健師や社協地域福祉係と連携し、次年度も働きかけていく必要がある。	<介護予防マネジメント> (1)民生委員や地域住民、各関係機関とも連携し働きかけ、早めの介護申請に結び付けるようにしていく。 (2)介護予防型地域ケア会議での学びや助言内容を引き続きケアマネジメント業務に活かしていく。 <介護予防知識啓発> (1)介護予防出前講座 30回 ①サロン対象 21回 ②松代・松之山地域(支所と共催)9回 【内容】フレイル予防・認知症予防 (2)生きがいデイ介護健康講座 生きがいデイサービス利用者 【内容】・歩行分析、介護予防・健康講話等
その他	<介護者支援> (1)入所施設を持つ居宅介護支援事業所が家族介護者への研修会を実施する予定のため、包括は今年度せず、対象者への周知と参加の促しをしていく。	<介護者支援> 家族介護者教室・介護者交流教室1回 テーマ「これからの人生のために～今から始める終活～」 終活についての講話をNP0法人十いろの講師を招いて、居宅介護支援事業所が研修会として実施した。包括、居宅支援事業所でチラシを配布し参加者を募り、送迎の支援を実施した。	<介護者支援> 高齢化率が高く子供が遠方で、独居や高齢夫婦のみの世帯が多いことから生活に不安を感じている高齢者は多い。老後の暮らしを元気なうちに本人、子供たちと事前に相談していくことが大切だと意識するいい機会となった。	<介護者支援> 松代・松之山それぞれの居宅介護支援事業所が家族介護者への研修会を検討しているため、包括は今年度もせず、対象者への周知と参加の促し、開催支援を実施していく(2回)。

令和6年度 十日町市地域包括支援センター運営方針

I 方針策定の趣旨

この「十日町市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方について明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的に策定する。

この運営方針については、「十日町市介護保険事業計画」や「十日町市地域包括支援センター運営事業実施要綱」に沿って策定するものであり、地域包括支援センターは本運営方針に基づき「事業計画書」を作成することとする。

II 地域包括支援センターの目的

- 1 地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第115条の46）である。
- 2 高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、個別のサービスをコーディネートし、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアシステムの推進を目的とする。
- 3 地域包括支援センターの設置主体は十日町市であり、市は地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営に関与する。

III 運営上の基本的な考え方

- 1 公益性の視点
 - (1) 市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として公正で中立性の高い事業運営を行う。
 - (2) 地域包括支援センターの運営費用は、介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを理解し、特定の事業者等に不当に偏らない事業運営を行う等、適切な事業を行う。
- 2 地域性の視点
 - (1) 地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適正かつ柔軟な事業運営を行う。
 - (2) 地域ケア会議等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動業務に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。
- 3 協働性の視点
 - (1) 地域包括支援センターの専門職（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）は、連携・協働し、業務全体にチームとして取り組み課題解決に努める。
 - (2) 地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携・協働の支援体制を構築する。また、共通する課題については市内5か所の地域包括支援センターで検討

し、互いに共同して取組む。

IV 業務推進の指針

1 事業計画の策定

地域包括支援センターの業務を効果的に遂行するために、地域包括支援センターの目的や運営方針に沿って、担当圏域ごとの地域課題を様々な角度から分析するため、各種統計資料・JAGES 調査等の情報や総合相談集計、活動の実際から得た情報を基に、職員全員で地域課題の検討と整理をし、事業計画について協議、策定する。

また、年間計画や目標について達成に向けた進行管理を行うとともに、事業を継続的に改善していくために、PDCA サイクルによって業務の計画と評価を繰り返しながら質の向上に努める。

なお、市の現状及び地域のニーズに応じて取組む重点的に行う業務について下記のとおり示す。

(1) 市の現状

当市の総人口は年々減少し、少子高齢化が進んでいる。令和 5 年 10 月 1 日現在の高齢化率は 41.17%（国 29.1%、県 34.0%）であり、令和 7（2025）年には 42.5%と推計（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」2023（令和 5）年推計）されている。また、前期高齢者と後期高齢者の人口比は前者の方が多いが、徐々に前期高齢者割合は減少、後期高齢者割合は増加していく推計となっている。

要支援・要介護認定者数は平成 29 年度以降横ばいに推移していたが、令和 2 年度に増加に転じ、65 歳以上の約 2 割の人が要介護認定を受けている。要介護認定者の約 8 割が 80 歳以上、また新規認定者の平均年齢は 83.5 歳（地域包括ケア「見える化」システム令和 4 年）であり、後期高齢者人口がピークを迎える令和 12（2030）年から 10 年後、要支援・要介護認定者数は令和 22（2040）年に重度者が増加する見込みである。また、要支援・要介護認定者の原因疾患として、認知症が一番多い状況となっている。

なお市街地、山間地と異なる地域特性を持つ当市ではそれぞれの地域で課題があり、地域ごとの対応が求められている。

(2) 地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務

以下 5 つの取組を重点項目とする。

① 圏域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域包括支援センターは、地域の住民や関係団体、サービス利用者や介護事業者等との関係性を構築する中で、地域が抱えるニーズや課題を把握し、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

② 介護予防の知識啓発と環境づくり

介護予防教室・出前講座等でフレイル予防（運動・口腔ケア・栄養改善）・認知症予防の知識を普及し、高齢者自らが自分に合った介護予防の活動ができるよう支援する。また、健康づくり推進課で主管する生涯サポート事業と連携し、介護予防を推進する。

③ 介護予防ケアマネジメント

対象者の状況を適切にアセスメントし、その人に合った目標の設定、適切な量・内容をプランに取り入れていくことで要支援・要介護状態の予防やその悪化の防止を図り、自立した生活を送れるように支援する。

④ 地域ケア会議

介護支援専門員に対するケアマネジメント支援のひとつの手法として、困難事例に対する地域ケア会議を効果的に活用し、圏域内の地域課題を抽出する。また、介護予防型地域ケア個別会議により、自立支援・介護予防に資するケアプランの作成と、ケアマネジメントの向上を図る。

⑤ 認知症の知識啓発と「共生」の地域づくり

認知症サポーター養成講座等の認知症についての知識啓発や支え手の育成、行政とともに認知症施策の現状共有・課題整理を行いながら、認知症になっても安心して住み続けられる「共生」の地域づくりを目指す。

2 市と地域包括支援センターの位置づけ

地域ケア推進課地域包括支援係が、地域包括支援センターの基幹機能を有し、5つの地域包括支援センターと連携する。

(1) 市の役割

① 地域包括支援センターの設置主体として、地域包括ケアシステムを構築するための体制整備を進め、方針を示し適切に関与する。

② 十日町市地域包括支援センター運営協議会要綱に基づき地域包括支援センターの業務実施状況に関する事項（毎年度の事業計画や実施状況等）について協議する会議を開催する。

③ 地域包括支援センターの運営に係る総合調整及び助言・指導を行う。

定期的に地域包括支援センター実務責任者会議その他各部会（主任ケアマネ部会・社会福祉士部会・介護予防部会）を開催し、地域包括支援センターの現状の把握に努め、資質向上を図るとともに地域包括支援センターの業務負担軽減等についても検討をしていく。

④ 地域包括支援センターの人員体制及び業務の状況について実地評価等を通して把握・評価し、その結果を踏まえて、事業の質の向上のために必要な改善を図るための支援を行う。

⑤ 人材育成や実践力向上を目指し、研修会や実践発表会等を開催する。

⑥ 地域包括支援センターの後方支援として下記のアからクを実施する。

ア 地域ケア会議、事例検討会の共同開催

イ ケース検討等による処遇困難事例のスーパーバイズ

ウ 同行訪問、介護認定調査等により高齢者の実態把握

エ ケース支援の振り返りの実施

オ 虐待事例に対する情報収集から対応方針の判断までの対応

カ 医療機関との連絡調整（特に精神疾患）

キ 成年後見制度中核機関と連携した権利擁護の啓発

ク 医療・介護関係職員の資質向上のため地域課題やニーズに合わせた研修会

- ⑦ 地域包括支援センターに関する苦情について対応する。受け付けた苦情については、当該地域包括支援センターが解決・改善への取組みを行えるよう指導・助言を行う。

(2) 地域包括支援センターの役割

- ① 地域包括支援センターは、本方針に基づき、包括的支援事業を行うとともに、地域の身近な窓口として、高齢者及び家族等の相談支援には丁寧に対応し、ワンストップを心がける。
- ② 個別のケースの検討を通じた個別課題や社会資源の現状把握、地域課題の解決に向けたネットワークの構築、社会資源開発、地域づくりを進める。
- ③ 高齢者に本人が有する権利を理解してもらうとともに、権利侵害の予防・発見、権利の保障に向けた対応を行う。
- ④ 介護支援専門員に対するケアマネジメント支援や育成を目的とした取組みを行う。

3 設置場所・周知活動

地域住民が気軽に相談に訪れることができるよう窓口の設置場所や案内・標示を工夫する等、環境を整備する。また、必要に応じてパンフレットやチラシの手配や作成等を行い、窓口の周知を適切に行う。

4 職員の姿勢

- (1) 地域包括支援センター業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしく、かつ自立した生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。
- (2) 職員は相談援助技術やケアマネジメント技術の向上、高齢者虐待防止等、地域包括支援センターの業務に必要な知識・技術を習得するため、研修や講習会に積極的に参加し、保有する専門性の向上を目指す。また、学んだ技術・知識については全職員に伝達し、センター全体のスキルアップに努めるとともに、地域の介護支援専門員に対しても伝達・情報提供を行う。

5 地域との連携

地域包括支援センター運営協議会や地区振興会等、地域との会合等の場を通じて、地域の住民、関係団体やサービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させる。また地域が抱える課題を把握し、地域ケア会議等を通じて、地域と連携し解決に向け取り組む。

6 個人情報の保護

- (1) 地域包括支援センターは、高齢者の様々な情報を取得するため、情報管理には万全を期することが求められている。業務の実施において取り扱う個人情報について、個人情報保護法その他の法令を遵守し、これに従わなければならない。
- (2) 窓口や電話等相談時において相談者のプライバシーが確保されるよう留意する。

- (3) 業務の遂行にあたり、関係機関の担当者と情報共有し、連携して対応することが重要となるため、緊急時等特別な場合を除き、当事者から個人情報に関する同意を得ておく。
- (4) 個人情報の流出、または個人情報の取扱いに重大な不備があった際は、速やかに内容及び対応等を記録の上、報告書を市に提出し再発防止策を検討する。市は再発防止が適切に行われているかどうか、適宜確認する。

7 相談・苦情対応

- (1) 地域包括支援センターは、高齢者に関する様々な相談に対し、きめ細やかに対応、支援する。
- (2) 相談支援記録等を速やかに作成、保管し、必要時に共有できるように努め、担当者が不在時においても対応できる体制を整える。
- (3) 地域包括支援センターで受け付けた苦情については、傾聴の上、必要と思われる関係機関等と連携し、迅速に適切な対応を行う。苦情の内容及び対応、再発防止策を記録し、必要に応じて速やかに市に報告する。

8 緊急・災害時の対応

- (1) 地域包括支援センターは、自然災害や感染症の拡大など不測の事態が発生した場合は、「業務継続計画（BCP）」に基づいて、迅速に業務を再開・継続させる。
- (2) 地域包括支援センターは、緊急時において予め定めている連絡・支援体制に従って、迅速かつ的確に対応する。また、災害時は市や関係機関と連携を図る。

V 事業内容

地域包括支援センターは地域包括ケア体制の構築にむけた課題解決と調整を担う中核的機関としての役割を求められていることを意識して、地域支援事業実施要綱に基づき、以下の4業務を実施する。

- 1. 総合相談支援事業
- 2. 権利擁護業務
- 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 4. 介護予防ケアマネジメント業務

1 総合相談支援業務

地域の身近な介護・保健・福祉・医療の総合相談窓口として地域包括支援センターも機能充実を図る。

(1) 総合相談業務

- ① 地域において住民が気軽に相談できる拠点としての役割を果たすために、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくる。
- ② 地域包括支援センターは市や介護保険居宅介護支援事業所等関係機関と情報交換を密にし、いつでも相談対応できる体制をつくる。(24時間/365日体制)

- ③ 認知症の人や家族等の相談支援を行うとともに「認知症初期集中支援チーム」との連携等により必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整を図る。

(2) 地域包括支援ネットワーク構築

- ① 複合化・複雑化した課題を抱える高齢者や世帯に対し、適切な支援へつなぎ、継続的に見守り、更なる問題発生を防ぐため、医療・保健・福祉関係機関や民生委員等の地域関係者、ボランティア等、地域の様々な関係者とのネットワークの構築に努める。
- ② ネットワーク構築にあたっては、サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により、活用可能な機関・団体等の把握を行う。
- ③ 認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の人やその家族と地域をつなぐ役割を果たし、市と協力をし、認知症ケアパスの作成や普及に取り組む。
- ④ 地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に取り組む。

(3) 地域の高齢者の実態把握

- ① 様々な手段により、担当圏域の高齢者の心身状況や家庭環境等について実態把握を行うことで地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組む。
- ② 独居、高齢者のみ世帯、民生委員等からの相談、地域包括支援センターの事業実施等で把握した高齢者等を訪問し、支援が必要な高齢者や家族等の発見、実態把握を行う。

2 権利擁護業務

高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するため専門的・継続的な観点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

(1) 高齢者虐待の防止および対応

- ① 虐待を防止するために、地域住民及び医療機関・施設等の関係機関へ虐待の早期発見や通報義務を伝える研修等を行い啓発活動に努める。
- ② 虐待事例を把握した場合は、高齢者虐待防止法及び十日町市高齢者虐待防止・対応マニュアルに基づき、速やかにその高齢者及び養護者を訪問する等し、高齢者の安全確認と状況確認を実施し、事例に即した適切な対応をとる。虐待と認定した根拠となる事象の解決のため、計画的な支援を実施しながら、モニタリング及び評価を行い、終結していく。
- ③ セルフ・ネグレクトや高齢者虐待とは判別しがたい事例であっても、高齢者の利益が侵害され、権利擁護のための支援が必要と判断されるものについては、高齢者虐待の事例に準じて、必要な支援を行う。

(2) 高齢者消費者被害の防止および対応

- ① 地域の情報を把握し、民生委員や介護支援専門員等に対し啓発を行う。
- ② 情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援する。

(3) 成年後見制度等の活用促進

- ① 成年後見制度の知識の習得に努めるほか、利用対象者に対する申立ての支援や家族に対する助言等を行う。
- ② 担当圏域内の居宅介護支援事業者等に対する成年後見制度の周知を図るほか、成年後見制度の相談、助言を行う。
- ③ ①、②に併せて、日常生活自立支援事業の周知、必要な人への活用支援に努める。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする。

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

在宅、施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサロン活動等介護保険以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(2) 地域における介護支援専門員のネットワーク構築・活用

介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等介護支援専門員のネットワークを構築する。

(3) 介護支援専門員への個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、居宅サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地から個別指導、相談への対応を行う。

(4) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導や助言を行う。

(5) 介護支援専門員の育成・支援

地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括支援センターの各専門職や関係機関と連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供を行う。

4 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が要介護状態等になることの予防や要介護状態の軽減・悪化の防止を目的として、高齢者の心身機能の改善に加え、社会への参加を支援する。

(1) 自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの実施

要支援者及び事業対象者に対して、心身の状況、置かれている環境等に応じて、生活機能の改善、自立支援を目指し、介護予防・生活支援サービスの他一般介護予防事

業等も含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

- ① 「十日町市介護予防ケアマネジメントマニュアル」に基づき、アセスメント、サービス担当者会議、ケアプランの作成、モニタリング、評価等一連のプロセスに従い、介護予防ケアマネジメントを実施する。
 - ② 介護予防ケアマネジメントにおいては対象者本人が出来ることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、対象者のできることをともに発見し、対象者の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指す。
 - ③ 対象者の自立支援・重症化防止等に資するため、リハビリテーション専門職等関係機関と積極的に連携する。
 - ④ 介護予防ケアマネジメント業務は指定居宅介護支援事業所へ一部委託することができるが、委託に関する事務は地域包括支援センターが行う。また、業務が適正に行われているか総合調整を行う。
 - ⑤ 指定介護予防支援事業所が実施する介護予防支援によるケアマネジメント業務においても自立支援に資するケアマネジメントが実施できるよう助言する。
- (2) 介護予防の普及啓発及び地域の介護予防活動の支援
- ① 地域における高齢者の集まりの場の活用や訪問等により、介護予防に関する情報提供や介護予防の普及に取り組むとともに、介護予防の取り組みが必要な人の把握に努める。
 - ② 介護予防事業を通して育成された自主グループの活動に積極的に関わる等、介護予防の取り組みが継続できるよう支援する。

令和 6 年度 第 1 回
十日町市介護保険運営協議会
十日町市地域包括支援センター運営協議会
十日町市地域密着型サービス運営委員会

5 報告事項 資料

報告事項	資料番号	ページ
(1) 令和 6 年度介護保険特別会計歳入歳出予算について	資料 5	P1～P6
(2) 介護保険事業所の指定等について	資料 6	P7～P16
(3) 令和 6 年度特別養護老人ホームの入所申込等に関する調査結果について	資料 7	P17～P18

令和 6 年度 介護保険特別会計歳入歳出予算

〈被保険者〉

(単位：人)

項目	令和6年度見込		令和5年度 見込	対前年度	
	人数	構成比(%)		増減	増減率(%)
被保険者数(1号)	19,955	40.9	20,126	△ 171	△ 0.8

※構成比：R5年3月末住基人口48,769人に対する比率

〈歳入〉

(単位：千円)

款	令和6年度		令和5年度 当初予算額	対前年度	
	当初予算額	構成比(%)		増減額	増減率(%)
1 款 保険料	1,437,369	18.3	1,383,166	54,203	3.9
2 款 分担金及び負担金	4,282	0.1	4,040	242	6.0
3 款 使用料及び手数料	274	0.0	370	△ 96	△ 25.9
4 款 国庫支出金	1,969,494	25.1	2,020,255	△ 50,761	△ 2.5
5 款 支払基金交付金	2,004,361	25.5	2,047,126	△ 42,765	△ 2.1
6 款 県支出金	1,129,770	14.4	1,146,672	△ 16,902	△ 1.5
7 款 財産収入	97	0.0	96	1	1.0
8 款 繰入金	1,274,331	16.2	1,374,436	△ 100,105	△ 7.3
9 款 繰越金	37,596	0.5	6,191	31,405	507.3
10 款 諸収入	4,426	0.1	4,648	△ 222	△ 4.8
歳入合計	7,862,000	100.0	7,987,000	△ 125,000	△ 1.6

※構成比の割合は、小数点以下の端数処理の関係上、合計値と合わない場合があります。

- 1 款 保険料の現年度分歳入は、特別徴収分を全体の94.05%と見込み、普通徴収分は全体の5.94%とした
第1号被保険者数は減少する推計であるが、第9期(令和6～8年度)介護保険料の改定により、保険料の基準額を引上げることから、前年度に比べて3.9%増を見込むもの
- 2 款 分担金及び負担金は、十日町地域介護認定審査会共同設置に伴う津南町からの負担金で、介護認定審査会に係る経費を、年間の審査件数により按分し計上するもの
- 3 款 使用料及び手数料は、証明書発行手数料収入、介護保険料の督促手数料収入、事業者指定等手数料を計上
- 4 款 国庫支出金は、給付費に対する国の負担金。居宅介護給付費の20%、施設介護給付費の15%を国が負担するもの
調整交付金は、後期高齢者の加入割合と第1号被保険者の所得分布状況による市町村間の保険料基準額の格差を是正するための交付金。国の標準的な費用負担率は5%
地域支援事業費に対しては、介護予防・日常生活支援事業費の20%、包括的支援事業・任意事業費の38.5%を国が負担するもの
- 5 款 支払基金交付金は、介護給付費と地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費に対する第2号被保険者の負担分で、第2号被保険者の費用負担率は27%
- 6 款 県支出金は、給付費に対する県の負担金。居宅介護給付費は12.5%、施設介護給付費は17.5%を県が負担するもの
地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、包括的支援事業・任意事業費の19.25%を県が負担するもの
- 8 款 繰入金は、介護給付費の12.5%、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、包括的支援事業・任意事業費の19.25%、及び事務費、職員給与費分を一般会計から繰り入れるほか、介護保険料抑制のため介護給付費準備基金を取り崩して繰り入れるもの

＜歳出＞

(単位：千円)

款	令和6年度		令和5年度 当初予算額	対前年度	
	当初予算額	構成比(%)		増減額	増減率(%)
1 款 総務費	212,012	2.7	205,949	6,063	2.9
2 款 保険給付費	7,202,562	91.6	7,370,211	△ 167,649	△ 2.3
3 款 地域支援事業費	387,270	4.9	374,348	12,922	3.5
4 款 基金積立金	97	0.0	96	1	1.0
5 款 公債費	1,250	0.0	1,250	0	0.0
6 款 諸支出金	56,809	0.7	33,146	23,663	71.4
7 款 予備費	2,000	0.0	2,000	0	0.0
歳 出 合 計	7,862,000	100.0	7,987,000	△ 125,000	△ 1.6

※構成比の割合は、小数点以下の端数処理の関係上、合計値と合わない場合があります。

- 1 款 総務費は、人件費のほか、介護認定審査会費や介護認定調査費などの費用を計上
- 2 款 保険給付費は、第9期介護保険事業計画におけるサービス提供基盤の整備や利用見込みに基づき計上
- 3 款 地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費、審査支払手数料を計上
- 6 款 諸支出金は、令和5年度実績に伴う国庫支出金等の精算金を計上

<歳出予算>

2 款 保険給付費の内訳

サービスの種類			6 年度予算額	5 年度予算額	増減額	前年比	増減事由等
居宅	訪問通所サービス	訪問介護	297,085	322,140	-25,055	-7.8%	R5実績見込を基に算出。R6報酬単価が下がったための減。
		訪問入浴介護	31,035	39,439	-8,404	-21.3%	R5実績見込を基に算出。R6報酬単価が下がったための減。
		訪問看護	105,776	102,879	2,897	2.8%	R3.7おむすび開設R6に職員増員するため増額。
		訪問リハビリ	2,213	1,012	1,201	118.7%	需要の増
		居宅療養管理指導	21,140	12,469	8,671	69.5%	在宅での介護者が増える見込みであるため
		通所介護	910,783	970,335	-59,552	-6.1%	
		通所リハビリ	2,833	122,034	-119,201	-97.7%	松涛園閉鎖による減。
	短期入所生活介護	502,904	540,981	-38,077	-7.0%		
	短期入所療養介護	835	14,607	-13,772	-94.3%	松涛園閉鎖による減。	
	福祉用具貸与	207,192	191,773	15,419	8.0%	在宅での介護者が増える見込みであるため	
	福祉用具購入費	6,795	9,855	-3,060	-31.1%	R5実績見込により算出	
	住宅改修費	14,965	21,235	-6,270	-29.5%	R5実績見込により算出	
	特定施設入居者生活介護	448,493	341,694	106,799	31.3%	特養待機者がいる中、有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者増が見込まれるため	
	居宅介護支援	314,749	328,849	-14,100	-4.3%		
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	99,123	65,480	33,643	51.4%	特養待機者がいる中、有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者増が見込まれるため	
	地域密着型通所介護	52,305	22,619	29,686	131.2%	R6.6.1事業所新規開設。NP0ラポール「たんぽぽ」	
	認知症対応型通所介護	29,699	35,189	-5,490	-15.6%	1 事業所閉鎖による減。「デイサービスセンターゆきんこ」	
	小規模多機能型居宅介護	334,220	309,353	24,867	8.0%		
	認知症対応型共同生活	204,065	246,865	-42,800	-17.3%	計画策定当初R5整備予定であったが、R5開設予定なし	
	地域密着型介護老人福祉施設	413,689	396,374	17,315	4.4%		
施設	老人福祉施設	2,458,748	2,332,347	126,401	5.4%		
	老人保健施設	221,517	372,271	-150,754	-40.5%	松涛園閉鎖による減。	
	介護療養型医療施設	0	49,587	-49,587	-100.0%	R5年度で介護医療院へ転換	
	介護医療院	38,097	16,771	21,326	127.2%	介護療養型医療施設終了に伴う増。	
高額介護サービス費			150,970	152,466	-1,496	-1.0%	
特定入所者介護サービス費			310,142	329,783	-19,641	-6.0%	
高額医療合算介護サービス費			18,089	16,169	1,920	11.9%	
審査支払手数料			5,100	5,635	-535	-9.5%	
合計			7,202,562	7,370,211	-167,649	-2.3%	

(単位：千円)

施設概要	市内施設数	施設名
ヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事など身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行う。通院などを目的とした、乗降介助（介護タクシー）も利用可。	11	コロネット、十日町社協、クリーンセキュリティー、やまびこ、つまの里、十交介護センター、十日町タクシー介護事業部、ヘルパーステーションなえば、ヘルパーステーション十日町、ほくほくの里、松之山社協
利用者の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行う。	1	松之山社協（十日町社協と統合）
医師が必要と認めた場合に看護師が家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行う。	5 (4)	訪問看護ステーションボビー、（休止：三好園しんざ）、あい訪問看護ステーション、訪看ステーションリーフ、おむすび
医師が必要と認めた場合に、理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、リハビリを行う。	2	十日町中央クリニック、上村診療所
居宅療養管理指導は通院が困難な要介護者に対して、医師、薬剤師及び管理栄養士が自宅を訪問して行う療養上の管理、指導を行うサービス		市内医療機関・歯科医師・薬局
介護施設で、食事、入浴などの日常生活の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで提供	17	三好園、三好園しんざ、DSよしだ、やまびこ、健康倶楽部十日町、まほろばの里、つまの里、まちトレ十日町、アップルつまり、ファミール川西、健康倶楽部たちばな、DSしちかわ、DSレインボー、ほのぼの園、つるかめ園、不老閣
老人保健施設や医療機関で、理学療法士や作業療法士からリハビリテーションを日帰りで受ける。	0	松涛園
福祉施設に短期的（1～2週間程度）入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受ける。	11	三好園、三好園しんざ、なの花、まほろばの里、妻有荘、特養よしだ、あかね園、七川荘、七川荘やすらぎ、ほくほくの里、不老閣、松涛園
医療機関に短期的（1～2週間程度）入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受ける。	0	松涛園
日常生活の便宜や機能訓練の促進のための福祉用具を貸与する。R6.4から歩行器や単点杖など一部の福祉用具を借りるか購入するか選択可能。	8	アキスバーサルデザインオフィス、ライフケアうおぬま、ふれあい、アルプス十日町、越後交通、シルバーサポート十日町、スマイル十日町、おもしろの泉
入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合に費用を支給する。上限は1年間に10万円。	8	アキスバーサルデザインオフィス、ライフケアうおぬま、ふれあい、アルプス十日町、越後交通、シルバーサポート十日町、スマイル十日町、おもしろの泉
介護のための小規模な住宅の改修費用の支給。利用上限は20万円。		
有料老人ホームや軽費老人ホームなどで入浴、排せつ、食事などの介護が受けられる。	2	ヴィラあかし、ケアハウスリバーサイドみさと
ケアプラン作成を行う。	14	ケアプランローレル、三好園しんざ、社協(松之山社協と統合)、クリーンセキュリティー、やまびこ、まほろばの里、シルバーサポート、つまの里、まちなかや十日町、あかね園、健康倶楽部たちばな、中里在宅介護センター、ケアプランかみむら、ほのぼの園
利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。	一	市外住所地特例施設入所者が利用
住み慣れた地域で、食事、入浴など日常生活の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行う。	3	つるかめ園、きたえる一む、たんぼぼ（R6.6開設）
認知症の方を対象に、住み慣れた地域で専門的な介護を提供する。	1	やまびこ、デイホームゆきんこ
通いを中心として、利用者の選択に応じて訪問や泊りを組み合わせてサービスを提供する施設。	5	三好園四ツ宮、とこしえりあん、ゆいテラスやまや、うえの、とこしえかのん
比較的安定した認知症の方が共同生活をする施設。入浴・排せつ・食事などの日常生活の介護が受けられる。	4	GHゆきんこ、GHよしだ、GHみかん、GHうえの
定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホーム。原則、要介護3～5の人が利用。	5	三好園四ツ宮、特養よしだ、あかね園、七川荘やすらぎ、ほくほくの里
特別養護老人ホーム（要介護3～5の人）	10	三好園(100)、三好園しんざ(50)、なの花(100)、まほろばの里(70)、あかね園(44)、七川荘(50)、桜湯の里(48)、桜湯の里レインボー(85)、ほくほくの里(70)、不老閣(50)
病気やけがなどの治療後、病状の落ち着いた方が在宅に復帰することを目的として入所する施設。医学的管理下における介護、看護、機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話が受けられる。	0	松涛園
療養病床等を有する病院又は診療所において、長期療養を必要とする人に医療、看護、介護、リハビリを行う。	一	
長期的な療養を必要とする人に、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「日常生活の介護」を一体的に行う。	一	近隣施設：田宮病院（長岡市）
同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担額を合算して、所得に応じた上限額を超えた分を支給する制度。		
低所得者(本人及び世帯員全員が非課税)に対する施設入所・短期入所に係る、食費・居住費の負担軽減制度。		
介護保険と医療保険の両方が高額となった場合に、限度額を超えた分を支給する制度。		
介護給付費審査支払業務を国保連合会へ委託。審査に係る審査支払手数料。		

令和6年度 一般会計歳出予算

1 予算科目

03-01-02-105-05 介護人材確保・育成支援事業

2 介護人材確保・育成支援事業補助金【継続・拡充】

(1) 事業概要

介護職員等の技術や能力の向上を促進し、介護職員等の確保及び定着率の向上並びに介護サービスの質的向上を図ることを目的に、市内で介護サービスを提供する施設及び事業所を運営する法人に対し、当該法人がキャリアアップ支援のために負担した経費の一部を補助するもの。

(2) 補助対象事業

- ・介護職員等のキャリアアップ支援のために法人が自ら実施する研修
- ・介護職員等のキャリアアップ支援のために法人以外の団体等が実施する研修への派遣
- ・介護職員等の資格取得のための研修及び試験への派遣

(3) 補助対象者

市内で介護サービスを提供する施設及び事業所を運営する法人

(4) 補助金額

補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）

- ・市内の対象事業所等の数が5以上の法人 上限10万円
- ・上記以外の法人 上限5万円

(5) 予算額

1,500千円（上限50千円×14法人＋上限100千円×8法人）

(6) 補助実績

対象年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助金額	381千円	354千円	※	※	386千円	144千円	申請 2件
対象法人	3法人 (21人)	3法人 (16人)			1法人 (10人)	2法人 (6人)	

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から研修会の実施なし

3 介護現場見守りＤＸ補助金【新規】

(1) 事業概要

介護従事者の負担軽減を図るとともに介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備を図り、介護従事者の確保に資することを目的に、市内の介護施設等において介護ロボット「見守り機器」を導入する当該施設の設置者に対し、経費の一部を補助するもの。

(2) 介護ロボット「見守り機器」

ベッドや居室空間にセンサーを設置し、システムと連携させることで、離れた場所にいる職員に利用者の状況（睡眠状態やバイタルサインなど）を知らせることが出来るロボット。

(3) 補助対象経費

介護ロボット及び当該介護ロボットの導入に伴う通信機器等の購入費、使用料及び賃借料

(4) 補助対象者

市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、及び地域密着型介護老人福祉施設介護施設において介護ロボットを導入する当該施設の設置者

(5) 補助金額

補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）、補助限度台数は入所定員の2分の1（1台未満は切り上げ）とする。

- ・導入する介護ロボット1台あたり10万円を上限

(6) 予算額

5,000千円（上限100千円×50台）

(7) 事業指標

- ① 指 標：市内15入所施設において定員の50%以上に見守り機器を設置
- ② 現状値（R6.3）：設置率50%以上の入所施設 4施設（設置率26.6%）
- ③ 目標値（R9.3）：設置率50%以上の入所施設 15施設（設置率100%）
- ④ 目標達成のための必要設置数：234台（定員783人、既設置数214台）
- ⑤ 令和6年度導入事前調査：5施設33台予定（R6.6現在）

(8) 導入効果

厚労省「介護ロボット導入支援及び導入効果実証研究事業報告書」より、見守りセンサー導入割合0%に対する業務時間（直接介護＋巡視・移動）の減少率
導入割合10%⇒6.7%減、30%⇒17.5%減、50%⇒24.6%減、100%⇒26.2%減

介護保険事業所の指定等について

1 指定地域密着型サービス事業所の指定（報告）

< 壮快空間 たんぽぽ >

項 目	内 容
申 請 者	十日町市伊達甲272番地 NPO法人ラポール 理事長 関口 陽子
事 業 所 の 名 称	壮快空間 たんぽぽ
事 業 所 の 所 在 地	十日町市伊達甲272番地
サ ー ビ ス の 種 類	①地域密着型通所介護 ②介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）>通所型サービス事業（第1号通所事業）>基準型通所サービス
事 業 開 始 年 月 日	令和6年6月1日
日 常 生 活 圏 域	十日町南圏域（水沢・中里地域）
職 員 の 職 種 、 員 数	管理者1人、生活相談員1人以上、機能訓練指導員1人以上、看護職員1人、看護職員又は介護職員1人以上、栄養士1人
利 用 定 員	10人
実 施 単 位 数	2単位
営 業 日	月曜日から土曜日（水曜日、12/29～1/4、8/11～8/17を除く）
営 業 時 間	午前8時00分から午後5時00分
サ ー ビ ス 提 供 時 間	午前8時30分から午前11時30分、午後1時30分から午後4時30分
通常の実業の実施地域	十日町市全域
利 用 料	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び十日町市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱（平成29年十日町市告示第73号）に定める額
そ の 他 の 費 用	茶菓等：150円/回、おむつ等：実費、日常生活に必要な身の回り品の費用・教養娯楽費の費用：実費、サービス延長代：500円/30分までの利用1回
事 業 所 番 号	1591000169
指 定 年 月 日	令和6年6月1日

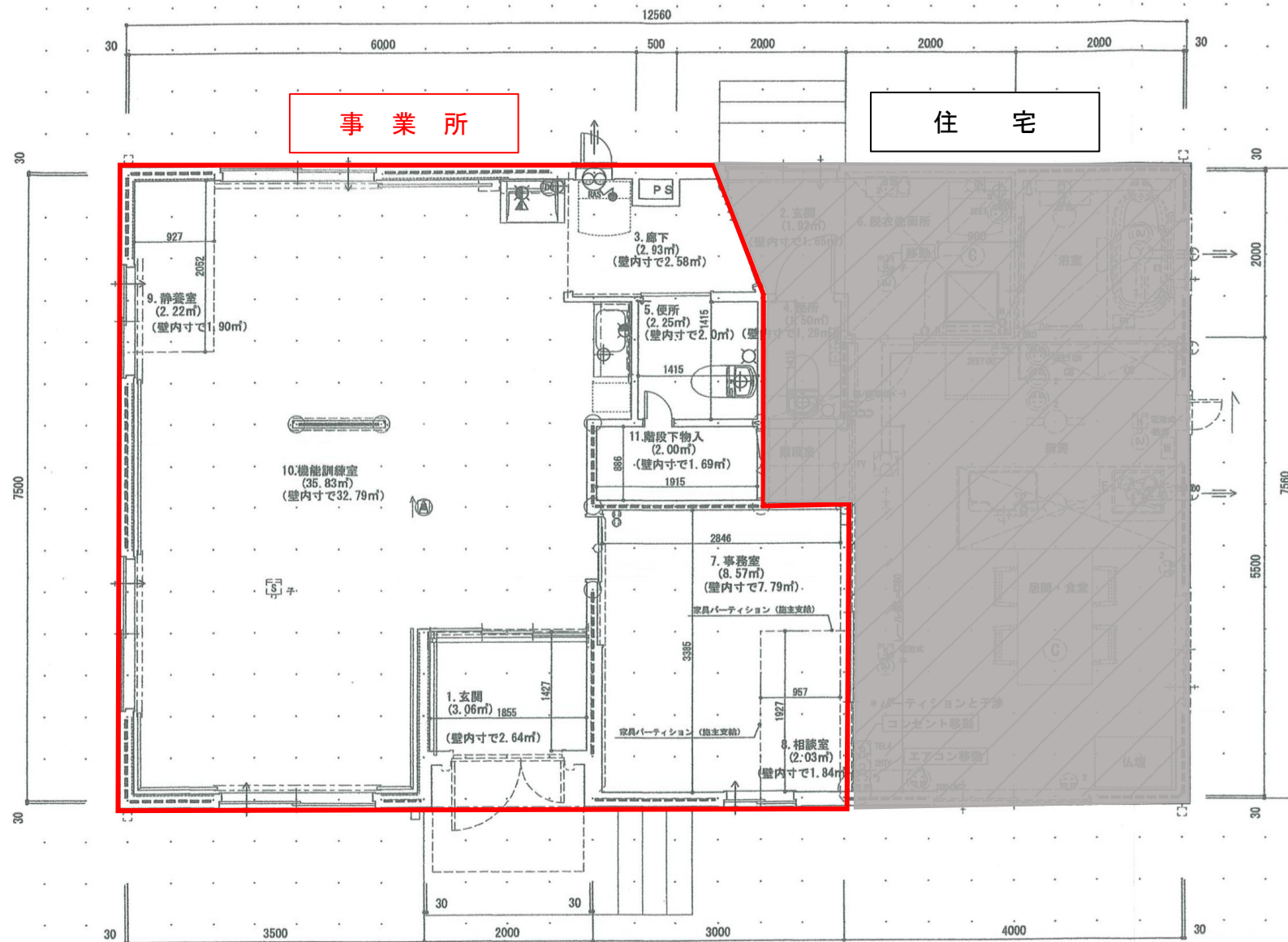
事業所位置図

十日町市伊達甲187 付近



住宅地図の序外への印刷配布やインターネット公開等はできません。
(C)Kankosha Co. 株式会社
Copyright (c) 1994-2021 ZENRIN Co., Ltd. All right reserved
Zmap is a trademark (TM) of ZENRIN Co., Ltd.
UserID = 1207

事業所平面図



「壮快空間たんぽぽ」写真



【外観】



【機能訓練室】

現地確認写真（R6. 5. 8 撮影）

玄関（階段①）



玄関（階段②）



玄関（扉）



玄関（内側から）



下足箱



通路（トイレまで）



トイレ入口



トイレ



トイレ設置予定手すり

料金
円/月

品番	利用者1割負担	月額レンタル料金
LH-03WT-R	200円/月	2,000円/月

0154
料金
円/月

TAIS:01265-000269

スムーディ(トイレ用) パナソニック

幅広いトイレに設置可能な据置タイプ。

幅70×奥行50cm
手すり高さ:55～70cm
(2.5cmピッチ7段階)
重量:両手15.3kg 片手12.8kg

TAIS:00980-000431

品番	利用者1割負担	月額レンタル料金
両手 XPN-L80832	300円/月	3,000円/月

0154
料金
円/月

TAIS:00980-000432

品番	利用者1割負担	月額レンタル料金
片手 XPN-L80833	300円/月	3,000円/月

洗面設備



静養室



静養室設置予定ベッド



機能訓練室



複合機（機能訓練室内）



火災報知器



事務室①



事務室②



相談室①（事務室内）



相談室②（事務室内）



鍵付き書庫



介護保険事業所の指定等について

2 指定居宅サービス、指定介護予防サービス事業所の廃止（報告）

＜株式会社新潟県厚生事業協同公社＞

項 目	内 容
申 請 者	長岡市北陽3丁目1番地1 株式会社新潟県厚生事業協同公社 代表取締役社長 森本 昌章
事 業 所 の 名 称	おもいやりの泉十日町店
事 業 所 の 所 在 地	十日町市千歳町2丁目1-17 パークサイドチトセB号室
サ ー ビ ス の 種 類	①福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 ②特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
廃 止 年 月 日	令和6年6月30日
廃 止 の 理 由	事業譲渡
サービス又は支援を受けている者に対する措置	事業譲渡先がサービスを継続
特 記 事 項	グループ会社の株式会社フロンティアへ事業譲渡するもの
事 業 所 番 号	1571001260
廃 止 年 月 日	令和6年6月30日

介護保険事業所の指定等について

3 指定居宅サービス、指定介護予防サービス事業所の指定（報告）

<株式会社フロンティア 十日町営業所>

項 目	内 容
申 請 者	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目 5 番36号 新大阪トラストタワー21階 株式会社フロンティア 代表取締役社長 重森 裕之
事 業 所 の 名 称	株式会社フロンティア十日町営業所
事 業 所 の 所 在 地	十日町市千歳町 2 丁目 1-17 パークサイドチトセ B 号室
サ ー ビ ス の 種 類	①福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 ②特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
事 業 開 始 年 月 日	令和 6 年 7 月 1 日
貸 与 種 目	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る 福用具全種目
販 売 種 目	厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具 販売に係る福用具全種目
職 員 の 職 種 、 員 数	管理者 1 人、専門相談員 3 人以上、配送他 1 人以上、事務員 2 人以上
営 業 日	月曜日から土曜日（祝日、12/30～1/3を除く）
営 業 時 間	午前 9 時00分から午後 6 時00分
通常の仕事の実施地域	新潟県内全域、長野県下水内郡栄村
貸 与 の 利 用 料	指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与が法定代理受理 サービスであるときはその 1 割
販 売 の 利 用 料	介護保険法第44条第 3 項に規定する現に当該特定福祉用具又は当該 特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額
特 記 事 項	グループ会社の株式会社新潟県厚生事業協同公社から事業譲渡を受 けるもの（事業所：おもいやりの泉十日町店）
事 業 所 番 号	1571001278
指 定 年 月 日	令和 6 年 7 月 1 日

【令和6年度】特別養護老人ホームの入所申込者等に関する調査結果

資料 7

1 特別養護老人ホーム入所申込者数（R1～3年度：7月1日時点、R4～6年度：4月1日時点）

（単位：人）

居 所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比
	要介護3-5	要介護3-5	要介護3-5	要介護3-5	要介護3-5	要介護3-5	
在宅者	331	247	248	204	181	193	12
病院（医療保険）	55	59	50	39	58	50	△ 8
介護療養型医療施設	10	7	3	0	2	3	1
介護老人保健施設	51	34	44	22	38	22	△ 16
他の特別養護老人ホーム	50	11	18	1	2	5	3
養護老人ホーム	5	4	1	1	2	4	2
軽費老人ホーム	2	1	0	0	0	1	1
認知症高齢者グループホーム	32	19	17	17	16	10	△ 6
有料老人ホーム	47	27	29	29	32	41	9
サービス付高齢者向け住宅	12	7	5	6	13	5	△ 8
介護医療院	0	0	2	2	0	2	2
その他の施設（救護施設、障がい者施設等）	0	0	0	27	1	1	0
計	595	416	417	348	345	337	△ 8
前年比増減の主な理由 （施設開設等）		・ R2.4特養なの花開設（定員100）		・ R3.6特養シンフォニー開設（群馬県、定員160） ・ R3.10特養雪あかり開設（小千谷市、定員95）		・ R6.3老健松涛園閉鎖（定員75）	

2 在宅者の入所緊急度内訳

要介護度	入所の必要性高い	1年程度で入所が必要となる見込み	特養以外で対応可	入所の必要性低い	判断困難	その他	計
要介護3	32	47	25	11	9	0	124
要介護4	9	35	0	5	1	0	50
要介護5	3	10	1	4	1	0	19
計	44	92	26	20	11	0	193

3 市外高齢者福祉施設【利用者数】

R6.4.1時点

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

○都道府県別集計

利用年月	単位	新潟県内	群馬県	埼玉県	神奈川県	千葉県	東京都	長野県	合計	前年比
R 6.4	人	97	26	7	1	1	2	1	135	20
R 5.4	人	94	13	4	1	1	1	1	115	



○県内内訳

利用年月	単位	津南町	小千谷市	上越市	新潟市	新発田市	南魚沼市	妙高市	長岡市	加茂市	見附市	合計
R 6.4	人	74	9	7	1	1	1	1	1	1	1	97
R 5.4	人	70	12	8	1	1	1	1	0	0	0	94

【要支援・要介護度別】

利用年月	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R 6.4	0	0	1	6	45	51	32	135

(2) 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）

○都道府県別集計

利用年月	単位	新潟県内	群馬県	埼玉県	長野県	東京都	合計	前年比
R 6.4	人	33	87	4	1	3	128	1
R 5.4	人	38	84	3	1	1	127	

※短期利用除く



○県内内訳

利用年月	単位	長岡市	上越市	津南町	小千谷市	南魚沼市	見附市	妙高市	新潟市	合計
R 6.4	人	11	7	6	5	3	1	0	0	33
R 5.4	人	15	7	6	5	3	1	1	0	38

【要支援・要介護度別】

利用年月	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R 6.4	5	3	24	29	27	29	11	128